

## 平成 30 年度 保育利用案内追加情報

### 【平成 30 年 5 月以降の利用申請締切日】（6 ページ掲載）

受付は各締切日の午後 5 時までに行っております。

入園希望年月日		申請の締切日		希望園の「変更届」締切日		追加書類の締切日		結果公表日（予定）	
平成30年	5月 1日	平成30年	4月 10日	平成30年	4月 10日	平成30年	4月 11日	平成30年	4月 18日
〃	6月 1日	〃	5月 10日	〃	5月 10日	〃	5月 11日	〃	5月 18日
〃	7月 1日	〃	6月 11日	〃	6月 11日	〃	6月 12日	〃	6月 19日
〃	8月 1日	〃	7月 10日	〃	7月 10日	〃	7月 11日	〃	7月 19日
〃	9月 1日	〃	8月 10日	〃	8月 10日	〃	8月 13日	〃	8月 20日
平成30年10月1日以降		決定次第、改めてお知らせします。							

※毎月 6 日頃に、翌月 1 日の「各保育園の歳児別入園可能数及び申込状況」を保育課窓口および北区ホームページで公表します。

### 【問い合わせ先】

北区教育委員会事務局子ども未来部保育課入園相談係  
 〒114-8508 北区王子本町 1-15-22  
 電話 03-3908-9129 FAX 03-3908-9283

平成 30 年度

# 保育利用案内

<認可保育園・小規模保育事業所・認定こども園（保育部分）など>

**保育利用申請をされる前に必ずお読みください。**

利用申請の手続きのほか、入園後の手続きについても、重要事項を記載しています。  
入園後もご活用ください。

平成 29 年 10 月発行



北区教育委員会事務局子ども未来部保育課入園相談係（第一庁舎 2 階 1 番窓口）

〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号

Tel 03-3908-9129 Fax 03-3908-9283

（開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時）

北区ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/>

も く じ

		ページ
保育園（保育所）とは		1
子ども・子育て支援新制度		
クラス	クラス編成 入園可能な月齢	2
保育利用の流れ		3
利用時間	保育の利用時間	4
	利用のイメージ	
	慣れ保育	5
	時間内スポット利用	
	月ぎめ延長保育	
時間外スポット利用		
申請の手続き	利用申請・認定申請の概要	6
	申請書の有効期限	
	利用申請・認定申請に必要な書類	7～9
	その他注意事項	10
	認定審査	11
認定証の発行		
給付対象施設一覧		12～15
地図		16～17
利用調整	選考指数	18
	調整指数	
	同一保育指数の場合の優先順位	
	就労要件の選考指数の決定方法	19
	保育の利用基準表	20
夜間保育の利用基準表		21
入園後の手続き	利用停止	22
	在園児特例	
	退園	
	北区外への転出	23
	保育料の減額	
年度更新（継続通園）の手続き		
指定管理者制度		
保育料	概要	24
	保育料の軽減	
	保育料基準額表	25
	延長保育料基準額表（公立保育園）	26
保育園の運営経費		27
その他の制度		28～29
認可外保育施設		30
よくあるお問い合わせ		31～32

## 保育園(保育所)とは

保護者が就労や病気などで、保育を必要とするとき、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

### 利用できる方

保護者の就労、妊娠・出産、病気や障害などの下記事情により、保育の必要性がある方は利用申請ができます。

集団生活をさせたいなどの理由での申請はできません。

#### 保育を必要とする理由

- 就労（月 48 時間以上）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（月 48 時間以上）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時にすでに認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・認定こども園（保育部分）を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（=在園児特例（22 ページ参照））
- その他、区が必要性を認める場合

## 子ども・子育て支援新制度

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。新制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的考えのもと、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的にすすめることを目指しています。

### ① 保育園等の利用にあたり「保育の必要性の認定」が必要となります

認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・認定こども園（保育部分）の利用を希望する場合に、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定申請と保育園の利用申請は同時に行うことができます。

詳しくは11ページ「認定審査」をご覧ください。

### ② 利用時間について、保育の必要量の認定により、最大時間を決定します

認定申請により、保育の必要量の認定を行います。保育の必要量の認定により、保育標準時間、保育短時間のいずれかに区分します。

詳しくは4ページ「保育の利用時間」及び11ページ「認定審査」をご覧ください。

# ク ラ ス

## ク ラ ス 編 成

認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・認定こども園（保育部分）では4月1日時点の年齢で、その年度のクラスが決まります。

年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	生年月日	
	平成29年度	平成30年度
5歳	平成23(2011)年4月2日 ～平成24(2012)年4月1日	平成24(2012)年4月2日 ～平成25(2013)年4月1日
4歳	平成24(2012)年4月2日 ～平成25(2013)年4月1日	平成25(2013)年4月2日 ～平成26(2014)年4月1日
3歳	平成25(2013)年4月2日 ～平成26(2014)年4月1日	平成26(2014)年4月2日 ～平成27(2015)年4月1日
2歳	平成26(2014)年4月2日 ～平成27(2015)年4月1日	平成27(2015)年4月2日 ～平成28(2016)年4月1日
1歳	平成27(2015)年4月2日 ～平成28(2016)年4月1日	平成28(2016)年4月2日 ～平成29(2017)年4月1日
0歳	平成28(2016)年4月2日 以降生まれ	平成29(2017)年4月2日 以降生まれ

## 入 園 可 能 な 月 齢

0歳クラスに関しては、園により受け入れ可能な月齢が異なります。  
園ごとの受け入れ可能な月齢については12～15ページをご覧ください。

入園年齢	産休明け	3カ月以上	6カ月以上	8カ月以上	1歳児以上
平成29年 11月1日	～平成29年 9月5日生	～平成29年 8月1日生	～平成29年 5月1日生	～平成29年 3月1日生	～平成28年4月1日生
〃 12月1日	～〃 10月5日生	～〃 9月1日生	～〃 6月1日生	～〃 4月1日生	
平成30年 1月1日	～〃 11月5日生	～〃 10月1日生	～〃 7月1日生	～〃 5月1日生	
〃 2月1日	～〃 12月6日生	～〃 11月1日生	～〃 8月1日生	～〃 6月1日生	
〃 3月1日	3月入園は調整を行っておりません				
〃 4月1日	～平成30年 2月3日生	～平成30年 1月1日生	～平成29年 10月1日生	～平成29年 8月1日生	～平成29年4月1日生
〃 5月1日	～〃 3月5日生	～〃 2月1日生	～〃 11月1日生	～〃 9月1日生	

平成29年=2017年 平成30年=2018年

(例) 平成29年9月5日までに生まれたお子さんは、平成29年11月入園の調整で、産休明けの保育園を申請することができます。

※平成30年4月入園の産休明け保育実施園、3カ月以上保育実施園への申請について、分娩予定日（帝王切開による出産を含む）が、それぞれ下記の通りのお子さんに関しては、出産前申請を受け付けます。申請に必要な書類と、母子手帳や入院計画書の写しなど、出産予定日が分かるものをお持ちください。（申請に関しては、6ページ以降をご覧ください。）

- ・産休明け 平成29年11月28日～平成30年2月3日
- ・3カ月以上 平成29年11月28日～平成30年1月1日

# 保育利用の流れ

## 申請から入園までの流れ

### 利用申請・認定申請

北区保育課入園相談係の窓口でのみ受付します。郵送・FAXでの受付はできません。締切日・必要書類などは6ページ以降をご覧ください。

### 認定審査

提出された書類の内容を確認し、認定します。必要に応じて、職員がご自宅や職場に訪問・電話をすることがあります。

### 認定証の発行

認定結果をお送りします。  
※認定後、利用調整を行い保育園の内定を決定します。保育の必要性の認定と利用調整は、それぞれの基準に基づき行いますので、認定証が発行されても、必ずしもご希望の保育園が利用できるわけではありません。

### 利用調整

北区の利用基準に基づき利用調整を行います。  
(先着順ではありません。)

### 結果公表

#### 入園内定した場合

内定した保育園から連絡します。  
連絡方法は各園により異なります。  
(電話連絡・郵送通知等)

#### 入園内定しなかった場合

初回利用調整結果に限り利用保留通知をお送りします。2回目以降は利用申請書の有効期間内は利用調整を行いますが、入園が内定するまで結果の連絡はいたしません。ただし、4月入園の一次及び二次申請の結果については、入園内定しなかった方全員に通知をお送りします。利用申請書の有効期間は、申請書を提出した月から6カ月間です。

### 面接・健康診断

入園内定した場合に、面接・健康診断を受けていただきます。面接・健康診断の日程は、内定連絡の際に園よりお伝えします。面接・健康診断で、集団保育が可能かどうか判断します。入所日(各月1日)の前日までに面接・健康診断を受けられない場合、内定は取り消されます。

#### 保育園でお預かりできるお子さん

保育園に入園できるのは、内定後に行う面接および健康診断で集団保育が可能と判断されたお子さんです。  
集団保育が可能と判断されても、お子さんの心身の発達の状態により保育時間の制限等を行う場合があります。

### 決定(保育利用承諾書等発行)

面接・健康診断の結果、集団保育可能と判断されましたら「保育利用承諾書」等をお送りします。各月1日(日・祝日の場合は翌開園日)から通園できます。なお、お子さんの心身の発達状態によっては保育時間の制限等を行う場合があります。

※小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び赤羽こども園は、利用が決定したら事業者と直接契約となります。保育料の支払いも、直接事業者への支払いとなります。保育料は、認可保育園と同じです。

### 入園(利用開始)

## 利用時間

### 保育の利用時間

利用時間(※1)は、午前8時30分からおおむね8時間が基本です。実際の利用時間は、就労時間や通勤時間を考慮して認定した「保育必要量の区分」の範囲内で、実際の勤務状況などを確認のうえで内定後に決定します。ただし、お子さんの育成上の配慮の観点から、8カ月未満のお子さんの利用時間は、原則、午前8時30分から午後4時30分までの範囲内です。

必要量の認定を受けた最大時間を超えてお子さんをお預かりする場合は、通常の保育料とは別に、追加で料金が発生します。

公立保育園以外では、開園時間や0歳児保育の利用時間など、園により異なる場合があります。各園に直接お問い合わせください。

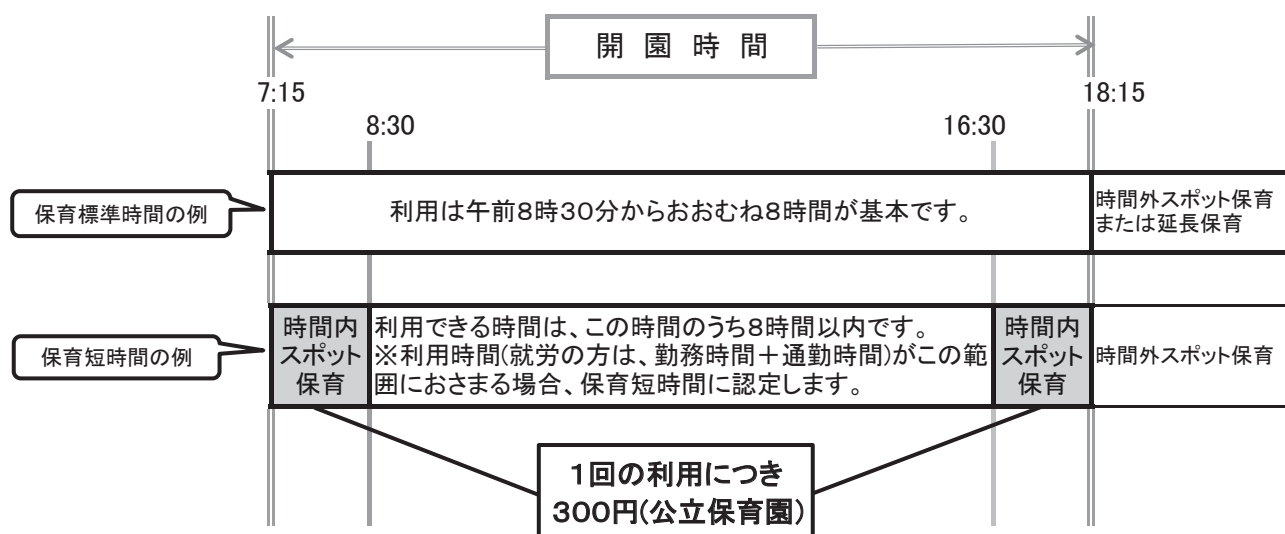
保育必要量の区分	保育時間（利用できる時間の上限）※2
保育標準時間	1日最大11時間(午前8時30分からおおむね8時間が基本) ※通常、開園時間内の利用ですが、延長保育実施園では、開園時間以降も利用する場合は追加で料金が発生します(※3)。
保育短時間	1日最大8時間（午前8時30分から午後4時30分までの間） ※8時間を超えて利用する場合、追加で料金が発生します。

※1 利用時間とは、登園からお迎えまでの時間です。

※2 保育時間とは、保護者の就労等の状況に応じて利用できる最大の時間で、上表の二つの区分があります。

※3 認可保育園の開園時間は午前7時15分～午後6時15分の11時間です。ちいはぐ・十条、サンライズキッズ、志茂つくし、浮間さくら、ヤクルト赤羽、ヤクルト西ヶ原、さくらだこども園及び赤羽こども園は、午前7時30分～午後6時30分の11時間です。

### 利用のイメージ





## 慣 れ 保 育

入園当初から慣れない環境で一日過ごすことは、お子さんにとって大変な負担になります。

お子さんの負担を軽減するため、お子さんが保育園での生活に慣れるまでは実際のお預かり時間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしていきます。慣れ保育の期間は、お子さんにより個人差があります。転園の場合も同様に慣れ保育を行います。

## 時間内スポット利用～保育短時間の方～

保育短時間の認定を受けた方で、8時間を超えて、開園時間の午後6時15分（小規模保育事業所の一部※、ヤクルト赤羽、ヤクルト西ヶ原、さくらだこども園及び赤羽こども園は午後6時30分）までの時間で保育園を利用する場合は、事前のお申し込みの有無や理由に関わらず、実際の利用時間によって追加で利用料金が発生します（公立園は1回300円）。なお延長保育実施園の場合、午後6時15分（小規模保育事業所の一部※、ヤクルト赤羽及びヤクルト西ヶ原は午後6時30分）以降の利用については、時間外スポット利用料が発生します。

## 月ぎめ延長保育（午後6時15分以降の利用）

保護者の勤務・通勤時間の都合で週3日または月12日以上、午後6時15分（小規模保育事業所の一部※、ヤクルト赤羽及びヤクルト西ヶ原は午後6時30分。平成30年4月開園予定の園も異なる場合があります。）までにお迎えに来ることができない家庭の、満1歳以上のお子さんが対象です。お子さんが満1歳に達した月の翌月分から申請が可能です。

### 実施保育園・実施時間・定員

延長保育実施園で実施しています（12～15ページ参照）。なお、キッズタウンうきま夜間の延長保育は特殊な形態です。

### 申込方法

《公立保育園（指定管理者制度導入園を含む）》

各月申込締切日（6ページ参照）までに、延長保育申込書と勤務証明書等（週に3日、または月に12日以上お迎えに間に合わない日があることがわかる書類等）を保育園または保育課入園相談係に提出してください。利用対象となるか、審査をします。入園月の翌月分（4月入園の場合は当月分）から申請できます。

《私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）》

勤務証明書等（週に3日、または月に12日以上お迎えに間に合わない日があることがわかる書類等）を保育園に提出してください。利用対象となるか、各園で審査をします。詳細は各園にお問い合わせください。

### 料金（延長保育料）

26ページの基準額表をご覧ください。私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）は園により異なる場合があります。各園に直接お問い合わせください。

### その他

- ◆保育短時間に区分されている方は、月ぎめ延長保育は利用できません。
- ◆定員があるため、空きが無ければ利用できません。
- ◆転園の場合も、転園先で新たに延長保育の申し込みが必要です。すでに延長保育を利用されている方でも、転園先の定員の空き状況によって、延長保育を利用できなくなる場合があります。
- ◆北区外にお住まいの方は、公立保育園（指定管理者制度導入園を含む）で月ぎめ延長保育の利用はできません。

## 時間外スポット利用（午後6時15分以降の利用）

午後6時15分（小規模保育事業所の一部※、ヤクルト赤羽及びヤクルト西ヶ原は午後6時30分。平成30年4月開園予定の園も異なる場合があります。）までにお迎えに来られない場合、1時間単位で利用できます。満1歳以上のお子さんが対象です。

**実施保育園・実施時間・定員** 月ぎめ延長保育の利用と同じです。

**申込方法** 各園に直接お申し込みください。

**料金** 1時間あたり400円です。公立保育園以外は園により異なる場合があります。各園に直接お問い合わせください。

### その他

- ◆定員があるため、空きが無ければ利用できません。
- ◆北区外にお住まいの方も利用できます。
- ◆事前のお申し込みの有無や理由に関わらず、実際の利用時間によって利用料金が発生します。

※小規模保育事業所の一部…ちいはぐ・十条、サンライズキッズ、志茂つくし、浮間さくら。



# 申請の手続き

## 利用申請・認定申請の概要

### 1 受付窓口

認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）及び認定こども園（保育部分）の利用申請は、北区保育課入園相談係の窓口でのみ受付します。（郵送・FAXでの受付はしていません。）利用申請・認定申請に必要な書類をそろえて窓口までお越しください。利用申請・認定申請の際、保育が必要な理由を伺います。

受付窓口	保育課入園相談係（北区王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 2階 1番）
受付時間	月～金曜（祝日・年末年始を除く）の午前 8 時 30 分～午後 5 時

※保育園は平日の日中に見学することが可能です。見学の際は、上記受付時間内に直接各園へお問い合わせください。お子さんと一緒の見学をおすすめします。

### 2 締切日と結果公表日

下表のとおりです。原則、入園希望月の前月 10 日（土日祝の場合は翌開庁日）が締切です。受付は各締切日の午後 5 時まで行っています。希望園を変更する場合も同様です。

1月～4月入園は例月と日程が異なりますのでご注意ください。 3月入園は行っていません。

入園希望年月日		申請の締切日		希望園の「変更届」締切日		追加書類の締切日		結果公表日（予定）	
平成29年	11月 1日	平成29年	10月 10日	平成29年	10月 10日	平成29年	10月 11日	平成29年	10月 18日
〃	12月 1日	〃	11月 10日	〃	11月 10日	〃	11月 13日	〃	11月 20日
平成30年	1月 1日	〃	11月 27日	〃	11月 27日	〃	11月 28日	〃	12月 5日
〃	2月 1日	〃	12月 11日	〃	12月 11日	〃	12月 12日	平成30年	1月 9日
〃	4月 1日（一次）	〃	12月 11日	〃	12月 21日	〃	12月 21日	〃	2月 15日
〃	〃（二次）	平成30年	2月 26日	平成30年	2月 26日	平成30年	2月 26日	〃	3月 12日
平成30年5月1日以降		決定次第、改めてお知らせします。							

### 3 入園可能数の公表 窓口及び北区ホームページで公表します。

【1月～4月分の入園可能数公表日（予定）】

1月分 11月 22日（水）

2月分 12月 7日（木）

4月分（一次） 11月 20日（月）（北区ニュース 11月 20日号にも掲載予定）

※希望園別申請者数を 12月 15日（金）に公表予定です。

（二次） 2月 15日（木）

【上記以外の月】 翌月 1 日の入園可能数を、毎月 6 日頃に公表しています。

### 申請書の有効期限

利用申請書の有効期限は下表のとおりです。

受付日（月）	有効期限
4月中	1 1月入所
5月中	1 2月入所
6月中	1月入所
7月中	2月入所
8月中	4月入所
9月中	
10月中	5月入所
11月中	6月入所
12月中	7月入所
1月中	8月入所
2月中	9月入所
3月中	10月入所

## 利用申請・認定申請に必要な書類

申請に必要な用紙は、北区保育課入園相談係の窓口及び区内の認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所で配布しています。

また、ホームページの「入園に関する書類のダウンロード」より印刷することができます。

**提出した書類の返却、コピーのお渡しは原則できません。**控えが必要な方は、あらかじめご自身でコピーを済ませてください。

### 1 支給認定（変更）申請書・保育所等利用申請書・家庭状況調査書・児童の状況・同意書・重要事項確認書

事前に記入を済ませてからご提出ください。

入園を希望する保育園の数に制限はありません。申請書に書ききれない場合は、別紙をご用意いただきご記入ください。ご記入いただいた園でのみ利用調整を行います。また、希望園の順位は利用調整には影響しませんので、利用したい順番に希望園をご記入ください。

### 2 保育を必要とすることを証明する書類

父と母の分と、同居の親族（60歳未満の祖父母）の分が必要です。各証明書は、証明年月日から3カ月以内のものをご提出ください。（ひとり親の場合でも、父母が同一の住所のときは父母の証明が必要です。）

※保育の実施期間（保育園に通園できる期間）は、保育を必要とする状況に応じて決定します。実施期間の詳細は20・21ページをご覧ください。

※求職中（就労未定）の場合も申請は可能ですが、保育の実施期間は2カ月以内です。入園した月の、翌月の入園申請締切日までに就労先を決定し、勤務（予定）証明書を提出してください。

※利用の最大時間については認定により決定します。利用時間の詳細は、4ページをご覧ください。

※選考指数を決定する上でも必要となる書類です。不備等あった場合は利用調整において不利になることがありますので、提出書類は記載内容等を必ずご自身でご確認の上、ご提出ください。

保育を必要とする理由		必要書類（①、②は両方ご提出ください。）
仕事をしている	会社勤めの方 在宅勤務の方	○勤務(予定)証明書 ※労働時間の最低基準は、月48時間です。 ※複数個所で勤務している場合は、それぞれの勤務(予定)証明書が必要です。 ※複数個所勤務・変則勤務の場合は、タイムカード等を添付してください。
	自営業の方	①勤務(予定)証明書 ②自営業をしていることが客観的にわかる資料  青色申告決算書の写し、法人税申告書の写し、会社の登記簿の写し（履歴事項全部証明書）、営業許可書、事務所や店舗の賃貸契約書、報酬がわかるもの（報酬が振り込まれたことのわかる通帳など）、請負契約書、営業上必要な材料などの仕入れ伝票 など  ※上記のいずれかが提出した方でも、追加で他の証明を依頼する場合があります。 ※労働時間の最低基準は、月48時間です。
		※上のお子さんの学童クラブ申請の時、保育課提出用の勤務(予定)証明書(証明済みのもの)をコピーして提出いただくことができます。この場合、コピーは2部をご用意ください。学童クラブ申請用の勤務証明書は保育園の申請に使えません。
仕事が決まっている (就労が内定している)	○勤務(予定)証明書 ※採用年月日が、証明年月日より後の日付のものは採用予定とみなします。	
出産予定がある	○母子手帳の表紙と出産予定日のページのコピー ※出産でお預かりする期間は、出産予定月の前後2カ月(最長5カ月)以内です。ほかに保育を必要とする理由があり、引き続き入園を希望される場合は、新規申請が必要です。新規申請の方と同じく利用調整を行いますので、内定しない(通園できない)こともあります。	
病気・けが・心身に障害がある	○保育を必要とすることが明記されている診断書、障害者手帳のコピー（20ページ参照）	
祖父母や申請するお子さんのきょうだいの看護・介護をしている	①介護状況申告書 ②保育の利用基準表（20ページ参照）の状況が明記されている診断書等	
学校に通っている	①在学（在籍）証明書 ②カリキュラムなど毎日の就学時間のわかるもの ※就学時間の最低基準は、月48時間です。	

### 3 保育料を決めるための書類

**基準日※(下表参照)**に北区外に住んでいた場合は、父母それぞれ以下の書類の提出が必要です。各証明書は、証明年月日から3カ月以内のものをご提出ください。父母共に住民税が非課税の場合は、同居の親族(申請するお子さんの祖父母、曾祖父母または兄弟等)の分も必要です。(ひとり親の場合も同様です。)

ご提出がない場合、または住民税未申告の場合、暫定的に最高額の保育料を賦課します。また、利用調整で不利になります。(ひとり親の場合でも、父母が同一の住所のときは父母の証明が必要です。)

保育料は、平成30年8月分までは平成29年度の住民税(平成28年中の収入)により決定し、平成30年9月分以降は平成30年度の住民税(平成29年中の収入)により決定します。詳細は、22～24ページをご覧ください。

入園希望月 状況	平成30年8月入園まで (※基準日：平成29年1月1日)	平成30年9月入園以降 (※基準日：平成30年1月1日)
基準日※に 北区に住んでいた方	提出不要(未申告の場合を除く)	提出不要(未申告の場合を除く)
基準日※に 北区外に住んでいた方	平成29年度 住民税課税(非課税)証明書のコピー (年少扶養人数や税額控除の記載があるもの)	平成30年度 住民税課税(非課税)証明書のコピー (年少扶養人数や税額控除の記載があるもの)
基準日※に 国外に住んでいた方	年間収入申告書 (平成28年中の収入を最新の日本円レートで 円に換算したもの)	年間収入申告書 (平成29年中の収入を最新の日本円レートで 円に換算したもの)

### 4 その他必要な書類

以下に該当する場合は、必要書類を提出してください。各証明書は、「在留カード」及び「児童扶養手当受給者証」「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を除き、証明年月日から3カ月以内のものをご提出ください。

	必要書類
同居者の中に 外国籍の方がいる	在留カード(同居者全員分の表面と裏面のコピー) 注1：在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に申請することはできません。 注2：お子さんが申請時点で日本にきておらず、在留カードがない場合、生年月日が確認できるもの(パスポートや出生証明書のコピー等)をご提出ください。
ひとり親である	戸籍謄本・戸籍届出受理証明(離婚・死別等の記載のあるもの)、児童扶養手当受給者証※、離婚調停中である証明 など 注：未婚の(婚姻歴がない)方は、戸籍謄本をご提出ください。
申請するお子さんを有償で預けている(月48時間以上)	「受託証明書」(北区様式) ◆有償で3カ月以上(保護者が育児休業期間中・求職中である場合を除く)預けている場合、同一保育指数の場合の利用調整において有利になる場合があります。
父母と生計を同じくしている家族のうち、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を所持している方、障害基礎年金受給者、特別児童扶養手当の支給対象児がいる	所持している身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の写しや手当等を受給していることが分かるもののコピー
生活保護を受給中である	生活保護受給証明書※

※北区外で児童扶養手当又は生活保護を受給している場合は、マイナンバー制度による情報連携の利用により、提出を省略できます。

### 5 マイナンバーを確認するための書類

申請書にマイナンバーを記入する際には、「番号確認」と申請に来る方の「身元確認」が必要です。両方の確認が必要なため、下記の書類をお持ちください。

	概要	申請者の必要書類
番号確認	申請書に記載されたマイナンバーが正しいものかの確認	個人番号カード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し
身元確認	マイナンバーが申請者本人のものであるかの確認	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳 など(写真付きのもの)

※父母以外の方が申請する場合、父または母の番号確認書類の他に、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

## 6 利用申請・認定申請後の提出書類

利用申請・認定申請をした後、申請内容に変更等が生じた場合は、早急に必要書類を提出してください。保育指数が変わる等、利用調整に影響が出る場合があります。以下の例以外にも、変更が生じた場合は、必要書類等を保育課入園相談係にお問い合わせください。

変更等の内容	必要書類
希望園の追加や変更をしたい場合	「変更届（希望園変更用）」
世帯構成に変更があった場合	「変更届」
北区内で住所の変更があった場合	「変更届」（住民票の手続き後）、旧住所の記載のある「認定証」
北区外へ転出した場合 ※申請中に北区外へ転出した場合、申請は取下げとなります。 ※内定後、入園までに北区外へ転出した場合、内定は取消しとなります。	「辞退届・取下届」
現在の就労状況に変更があった場合 例) 勤務先が変わった、就労日数・就労時間を変更した、採用予定だったが実際に勤務を開始した等	「認定証」 「認定(変更)申請書」 「勤務(予定)証明書」 ※採用年月日が、証明年月日より後の日付のものは採用予定とみなします。
求職中だったが、勤務を開始した、または採用予定となった場合	
勤務先を退職した場合	「変更届」、退職日がわかるもの（離職票など）のコピー 「認定(変更)申請書」
入園申請時の勤務(予定)証明書の中で「最近3カ月の実績」の記載が無かった場合 ※実際の勤務実績が確認できないため、右記書類を提出するまで選考指数は「労働」の最低点の5点です。	該当月の勤務実績の記載がある「勤務(予定)証明書」 または 給与明細（氏名・支給額・勤務時間数・勤務日数・勤務先名称のわかるもの）のコピー
就労を理由に申請しており、所定勤務日数・時間未満の勤務実績しかなかったが、その後勤務実績が増えた場合	
育児休業を新たに取得した場合	「育児休業期間証明書」
育児休業期間を延長した場合	「育児休業期間変更証明書」
育児休業を終え、職場に復帰した場合	「職場復帰証明書」
申請するお子さんを月48時間以上、有償で預け始めた場合（育児休業から復帰している、または求職中でなく就労開始している場合のみ） （18ページ参照）	「受託証明書」
住民税の申告(修正を含む)をしたとき	「変更届」、住民税の課税証明書のコピー（変更後のもの）
内定を辞退する場合 ※辞退をすると申請中の状態に戻ります。 ※転園申請の内定は辞退することができません。	「辞退届・取下届」
入園や転園の必要がなくなり、申請をやめる場合	



## その他注意事項(下記に当てはまる方は、ご覧ください)

### 1 育児休業取得中の方

保育園入園後、入園月の翌月1日までに同条件で職場復帰することが必要となります。

入園できた場合、入園月翌月1日までに職場復帰し、指定日までに「職場復帰証明書」を提出してください。いかなる理由があっても、職場復帰できなかった場合は、退園となります。申請するお子さんの育児休業でなく、そのきょうだいの育児休業を取得している場合も、同様です。きょうだいのどなたかが入園できた場合、職場復帰が必要となり、職場復帰できなかった場合は退園となります。利用調整会議では、勤務（予定）証明書で、産前・産後休業前3カ月の実績を確認します。

### 2 転園希望の方

転園申請は、新規の利用申請と同じ書類の提出が必要です。転園に限り、郵送での申請もできます。ただし、希望する保育園に北区外の園を含む場合は、窓口のみの受付となります。郵送の場合は、申請に必要な書類のほかに、「提出書類・注意事項チェックリスト」の提出が必要です。利用調整は、新規の利用申請と同じ方法となります。

なお区内の転園申請に限り、下のお子さんの育児休業を取得中で復帰を希望しない場合も、在園中の上のお子さんの転園申請をすることが可能です。これは、在園中に新たに生まれたお子さんのために育児休業を取得する場合、特例として継続通園を認めているためです(22 ページ「在園児特例」参照)。ただし、復帰予定のない育児休業者は保育を必要とする理由がないため、就労未定と同じ指数で利用調整を行います。

転園内定後は、いかなる理由があっても内定を辞退することはできません。お子さんやご家族の方とよくご相談のうえ、転園申請をおこなってください。転園の場合も、入園決定後慣れ保育が必要です。

延長保育については、新規の申請と同じく入園月翌月から申請が可能です。もともと延長保育を利用しており、転園先でも引き続き延長保育を希望する場合も、転園先での新たな延長保育の申し込みが必要になります。すでに延長保育を利用されている方でも、転園先の定員の空き状況によっては延長保育を利用できなくなる場合があります。

### 3 北区民の方で北区外の保育園を申し込む場合

入園を希望する区市町村に、早めにお問い合わせください。提出締切日・必要書類などが各自治体によって異なります。また受入の制限をしている場合があります。なお、申請の窓口は北区保育課入園相談係です。

### 4 北区外にお住まいの方で北区の保育園を申し込む場合 (お住まいの区市町村の入園担当窓口で申請してください)

北区の締切日までに北区に必要な書類が届いていることが必要です。北区の締切日を確認のうえ、余裕をもって申請してください。申請書類は指定のもの以外はお住まいの区市町村の様式をお使いください。

北区内に転入予定のない方は、受入制限について早めにお問い合わせください。利用調整は北区民を優先して行います。北区民の利用調整を終えた後、定員に余裕がある場合に他区市町村にお住まいの方の利用調整をします。なお、東京都内在住（都内に転入予定を含む）でない方の申請は受け付けません。申請書類は下記①～⑤です。

北区内に転入予定の方は、下記の①～⑦の書類が必要です。⑥⑦のご提出があり、入園希望月の前月末日までに北区へ転入可能な方は、北区民と同等に利用調整を行います。

転入予定で内定した場合、入所日（各月1日）前日までに住民票の異動手続を済ませ、北区保育課の窓口で、北区様式の申込書類を使用し、改めて申請手続きをしてください。手続きが完了しない場合、内定は取り消しとなります。また、申請の内容が事実と違う場合、内定を取り消すことがあります。

申請書類 【北区様式（②・③（「勤務（予定）証明書」）・⑤・⑥）は、北区ホームページからダウンロードできます。】

- ①申請書一式
- ②重要事項確認書（北区様式）
- ③勤務（予定）証明書など保育が必要なことがわかる書類（7ページ参照）  
※「勤務（予定）証明書」は北区様式の書類が必要です。  
※就労要件で保育園を申請する場合、育児休業取得中の方は産前休業前3カ月の実績が必要です。
- ④課税（非課税）証明書（8ページ参照）
- ⑤（きょうだい同時申請の場合）同意書（北区様式）
- ⑥転入に関する申立書（北区様式）
- ⑦新しいお住まいの「売買契約書」や「賃貸契約書」のコピー（入居可能日、物件の所在地、名義人が分かるもの）

## 認 定 審 査

保育の利用にあたっては、認定申請が必要です。申請に必要な書類がすべてそろったら、保育の必要性と、保育の必要量の認定を行います。必要に応じて、職員がご自宅や職場に訪問・電話をすることがあります。

### 1 保育の必要性の認定

利用先	要件	認定区分
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	満3歳以上で、教育を希望する子ども ※各幼稚園でお手続きください。	1号認定
認可保育園、認定こども園（保育部分）	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	2号認定
認可保育園、小規模保育事業所、 事業所内保育事業所	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	3号認定

※「保育の必要性がある」とは、以下の事由に該当する場合をいいます。

集団生活を経験させたいなど、以下の事由に該当しない場合は、保育の利用申請はできません。

#### 保育を必要とする理由

- 就労（月48時間以上） ○妊娠・出産 ○保護者の疾病、障害
- 同居親族等の介護・看護 ○災害復旧 ○求職活動 ○就学（月48時間以上）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時にすでに認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・認定こども園（保育部分）を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（=在園児特例(22ページ参照)）
- その他、区が必要性を認める場合

### 2 認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量の区分

保育の必要性の認定で2号または3号認定を受けた方は、保育の必要量に応じ以下のいずれかの区分に認定します。この区分は、保護者の就労等の程度に応じて、利用可能な最大時間を設定するものです。

保育必要量の区分	保育時間（利用できる時間の上限）	就労	妊娠・出産 (産休中)	保護者の 疾病・障害	同居親族 等の介護 ・看護	災害復旧	求職活動	就学	育児休業中 (在園児 特例)※
保育標準時間	1日最大11時間(午前8時30分からおおむね8時間が基本) ※通常、開園時間内の利用ですが、延長保育実施園で 開園時間以降も利用する場合は、追加で料金が発生 します。	○	○	○	○	○	×	○	×
保育短時間	1日最大8時間(午前8時30分から午後4時30分まで) ※就労の繁忙期等で8時間以上利用する場合、追加で 料金が発生します。	○	×	○	○	×	○	○	○

- ・ 保育標準時間・保育短時間の両方に○がある場合、どちらに認定するかは、その必要量により認定します。
- ・ 標準時間の区分であっても、短時間を希望することもできます。支給認定申請が必要です。
- ・ 認定事由と保育必要量の区分は、さかのぼって変更することはできません。変更を希望する月の前月までに、支給認定変更申請書の提出が必要です。

※在園期間中に、新たに生まれたお子さんのために育児休業を取得する場合は、「保育短時間」となります。詳しくは22ページ【在園児特例】をご覧ください。

## 認 定 証 の 発 行

申請に必要な書類がすべてそろった時点から原則1カ月以内に認定審査を行い、認定証を交付します。

認定の有効期間は3年間で基本です。その間に状況が変わった場合は申請が必要です。

認定後、利用調整を行い、保育園の内定を決定します。保育の必要性と利用調整は、それぞれの基準に基づき行いますので、**認定証が発行されても、必ずしもご希望の保育園が利用できるわけではありません。**

# 給付対象施設一覧

北区の認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)及び認定こども園(保育部分)の利用は、保育課入園相談係で申請が必要です。そのほかの認可外保育施設については、「保育利用案内」30ページをご覧ください、直接施設にお問い合わせください。

## 認可保育園

平成29年10月1日現在

就学前までの公立保育園の所在と定員								
No	保育園名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育と定員	緊急/一時※2	
1	浮間	浮間1-9-3-101	03-3966-4488	118	産休明け※1	—	—	緊急
2	浮間東(指定管理者)	浮間3-34-1-101	03-3969-6277	120	6カ月以上	2時間	30	一時
3	浮間さくら草(指定管理者)	浮間1-1-2	03-5916-6030	112	8カ月以上	2時間	30	一時
4	赤羽北	赤羽北1-5-5	03-3906-1148	100	8カ月以上	—	—	緊急
5	袋	赤羽北2-15-2-101	03-3905-1381	113	8カ月以上	1時間	20	緊急
6	岩淵(指定管理者)	赤羽3-23-7	03-3903-4995	152	6カ月以上	2時間	20	一時
7	赤羽台(指定管理者)	赤羽台1-4-11-105	03-3900-0189	202	8カ月以上	2時間	40	一時
8	志茂北	志茂5-21-2-101	03-3901-3023	100	産休明け	—	—	緊急
9	志茂※3	志茂3-41-5	03-3901-5888	90	8カ月以上	—	—	緊急
10	赤羽	赤羽南1-16-2-101	03-3901-5480	107	8カ月以上	1時間	30	緊急
11	志茂南	志茂1-4-4	03-3901-5178	123	8カ月以上	1時間	20	緊急
12	桐ヶ丘(指定管理者)	桐ヶ丘1-3-9-101	03-3907-2336	100	産休明け	2時間	30	一時
13	桐ヶ丘南	赤羽西5-5-7-101	03-3906-2090	101	8カ月以上	—	—	緊急
14	赤羽西	赤羽西4-42-9	03-3906-3641	98	8カ月以上	—	—	緊急
15	西が丘	西が丘2-4-1	03-3907-6472	100	産休明け	1時間	20	緊急
16	東十条(指定管理者)	東十条3-2-14	03-3913-0530	100	産休明け	3時間	40	一時
17	東十条東	東十条3-10-1	03-3912-3077	104	産休明け	—	—	緊急
18	桜田北※4	王子5-2-3-101	03-3914-7510	144	8カ月以上	1時間	40	緊急
19	桜田(指定管理者)	王子5-2-1-101	03-3914-4099	105	産休明け	2時間	30	一時
20	王子北(指定管理者)	王子3-23-7-113	03-3913-3577	97	6カ月以上	2時間	20	一時
21	王子	王子6-1-15	03-3911-3801	106	6カ月以上	1時間	20	緊急
22	豊島	豊島7-17-8	03-3911-9480	106	8カ月以上	—	—	緊急
23	豊島北	豊島5-4-3-101	03-3919-0026	100	8カ月以上	—	—	緊急
24	豊島東※4	豊島5-6-12-101	03-3913-8403	106	8カ月以上	1時間	30	緊急
25	上十条	上十条3-24-8	03-3908-5587	91※5	1歳児以上	—	—	緊急
26	上十条南(指定管理者)	上十条3-3-20	03-3905-1327	110	産休明け	2時間	30	一時
27	王子本町(指定管理者)※4	王子本町3-3-3-101	03-3900-5098	107※5	8カ月以上	2時間	20	一時
28	滝野川北	滝野川3-79-1-101	03-3915-6227	109	8カ月以上	—	—	緊急
29	滝野川	滝野川3-46-2	03-3917-6045	177	産休明け	1時間	40	緊急
30	滝野川西(指定管理者)	滝野川6-84-12	03-3916-3225	112	8カ月以上	2時間	30	一時
31	西ヶ原	西ヶ原4-44-10	03-3910-6930	114	6カ月以上	—	—	緊急
32	西ヶ原東(指定管理者)	西ヶ原3-19-11	03-3918-8251	103	8カ月以上	2時間	30	一時
33	西ヶ原南(指定管理者)	西ヶ原4-51-28	03-3576-1023	99	8カ月以上	2時間	20	一時
34	堀船南※4※6	堀船2-22-1-101	03-3914-7954	105	8カ月以上	1時間	20	緊急
35	栄町	栄町33-3	03-3919-2030	89	8カ月以上	—	—	緊急
36	中里	中里3-11-18	03-3915-5157	176	産休明け	—	—	緊急
37	東田端(指定管理者)	東田端2-13-2-101	03-3893-1137	135※5	産休明け	2時間	30	一時
38	田端	田端3-24-14	03-3828-7577	94	1歳児以上	1時間	20	緊急

※1 産休明け：生まれた日を含めて58日を過ぎた翌月1日(58日目が月の1日の場合は、その月)からお預かりできます。(2ページ参照)

※2 「緊急」と記載のある保育園は緊急保育実施園、「一時」と記載のある保育園は一時預かり保育実施園です。(28ページ参照)

※3 志茂保育園は平成32年4月に指定管理者制度の導入を検討中です。

※4 桜田北・豊島東・王子本町・堀船南保育園には分園を設置し、低年齢児の保育を行っています(堀船南保育園は平成30年4月より開始。高年齢児が分園)。それぞれの保育園(本園)と一体的運営ができるよう近隣に設置していますが、本園とは所在地が異なりますので、ご注意ください。保護者の皆さまには、原則として、本園で保育する歳児のお子さんは本園に、分園で保育する歳児のお子さんは分園に、それぞれ送迎していただきます。給食は、本園で調理したものを提供します。なお、保育園入園の要件が継続する限り、本園又は分園のクラスで引き続きお預かりします。

保育園名	分園で保育を行う歳児及び定員	分園の所在地
桜田北	0歳児18名(1~5歳児は本園で保育)	王子5-2-6-104
豊島東	0歳児6名、1歳児20名(2~5歳児は本園で保育)	豊島5-5-9-101
王子本町	0歳児9名(1~5歳児は本園で保育)	王子本町2-30-9
堀船南	4・5歳児68名(0~3歳児は本園で保育)	堀船3-16-11-105

※5 上十条、王子本町、東田端保育園は、平成30年4月からそれぞれ定員を125名、119名、146名に拡大します。

※6 堀船南保育園は平成29年度中に改修工事を実施するため、平成29年10月下旬頃から仮園舎(旧ほりふな幼稚園園舎、堀船3-16-11-105)運営となります。また、平成30年4月から定員を158名に拡大します。



就学前までの私立保育園の所在と定員								
No	保育園名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育と定員	緊急/一時 ※2	
46	キッズタウンうきま	浮間5-13-1	03-5914-1332	120	産休明け	1時間	一時	
47	キッズタウンうきま夜間	浮間5-13-1	03-5914-1332	30	産休明け	※7	一時	
48	アスクうきま	浮間4-14-9	03-5916-6571	80※8	産休明け	2時間	一時	
49	うきまさくらさく	浮間2-23-17	03-5918-8902	77	産休明け	2時間	一時	
50	赤羽北のぞみ	赤羽北3-6-10	03-3900-1208	100	産休明け	1時間	一時	
51	法善寺	赤羽台3-24-2	03-3900-9606	100	産休明け	1時間	一時	
52	日の基	桐ヶ丘1-21-41	03-3909-2223	160	産休明け	1時間	一時	
53	テーオーシー	西が丘3-16-15	03-3900-3077	200	産休明け	2時間	一時	
54	あおば保育園 西が丘	上十条5-12-8	03-5948-8212	70	産休明け	1時間	一時	
55	ほけっとランド赤羽	赤羽2-57-9	03-5939-4636	131	産休明け	2時間	一時	
56	つちっこ	志茂3-11-6	03-3903-6160	74	産休明け	3時間	一時	
57	神谷	神谷2-36-8	03-3901-8338	50	1歳児以上	—	一時	
58	グローバルキッズ コトニア赤羽園	中十条4-17-1	03-3905-5755	90	産休明け	2時間	一時	
59	キッズタウン東十条	東十条3-18-40	03-5902-7055	90	産休明け	4時間 ※9	一時	
60	ういず東十条	東十条5-8-16	03-5939-6091	60	6カ月以上	2時間	一時	
61	王子隣保館	王子2-19-21	03-3912-3388	110	産休明け	1時間	一時	
62	豊川	王子6-4-10	03-3911-4661	100	産休明け	1時間	一時	
63	クラブ	豊島3-4-15	03-3911-0324	110	産休明け	2時間	一時	
64	ふくし	豊島2-20-5	03-3911-6305	73	産休明け	2時間	一時	
65	聖母の騎士	中十条1-28-13	03-3908-5905	67	1歳児以上	1時間	一時	
66	木の実	堀船3-23-6	03-3911-5476	70	産休明け	1時間	一時	
67	まごころ会	上中里2-37-2	03-3911-5584	80	産休明け	2時間	一時	
68	宮元	滝野川3-77-8	03-3916-1401	59	6カ月以上	—	一時	
69	はとほっほ	滝野川6-21-19 滝野川6-7-2階	03-5980-7603	60	8カ月以上	1時間	一時	
71	田端聖華	田端1-22-7	03-5814-0800	159	産休明け	2時間	一時	
87	LIFE SCHOOL こどもの森(本園・分園) ※10	赤羽台1-1-12 赤羽台1-1-13	03-5948-8280 03-5948-5262	141※10	産休明け	2時間	一時	
95	にじいろ保育園王子	王子5-1-40	03-6903-2450	60	産休明け	2時間	一時	
96	キッズガーデン北区豊島	豊島4-12-1	03-5390-0806	80	6カ月以上	2時間	一時	

就学前までの私立保育園の所在と定員(平成30年4月開設予定)								
No	保育園名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育と定員	緊急/一時 ※2	
97	(仮称)ベネッセ王子神谷 (平成30年4月開設予定)	王子5-1	03-6836-1120 (株)ベネッセスタイルケア	70	産休明け	2時間	一時	
98	(仮称)フレール西が丘みらい園 (平成30年4月開設予定)	赤羽西6-2	03-5395-6676 (株)フレール館	60	産休明け	1時間	一時	
99	(仮称)あい保育園王子 (平成30年4月開設予定)	王子1-27	03-6435-8702 (株)アイگران	80	産休明け	2時間	一時	
100	(仮称)にじいろ保育園田端新町 (平成30年4月開設予定)	田端新町2-31	03-6431-9794 (ライクアカデミー株)	52	産休明け	2時間	一時	
101	(仮称)北赤羽せせらぎ (平成30年4月開設予定)	赤羽北2-14	03-3494-0262※11 (株)幼児活動研究会内 大和学園福祉会担当	80	産休明け	1時間	一時	
102	(仮称)としまみつばち※12 (平成30年4月開設予定)	王子6-7-3	03-3911-4661 (福)豊川保育園	80	1歳児以上	2時間	—	

※7 キッズタウンうきま夜間保育園の延長保育は、朝型延長は午前9時～11時の2時間、夜型延長は午後10時～午後11時の1時間です。なお、開園時間や利用基準は21ページをご覧ください。

※8 アスクうきま保育園は、平成30年4月から定員を90名に拡大します。

※9 キッズタウン東十条保育園の延長保育は、朝が午前7時～7時15分の15分と、夜が午後6時15分～午後10時の3時間45分で計4時間となります。

※10 LIFE SCHOOL こどもの森(本園・分園)は、旧赤羽台保育園舎及び旧赤羽台つばみ保育園舎の一方を本園、もう一方を分園として運営を行い、平成29年度は3歳児まで、30年4月からは4歳児、同年11月からは5歳児を募集し、合わせて定員も拡大します。保育園は、平成30年10月末までに、桐ヶ丘1-7に0～5歳児を受け入れる保育園を建設し、移転する予定です。

平成30年度の運営					
期間	施設名	所在地	電話番号	保育する歳児	定員
平成30年 4月～10月	LIFE SCHOOL こどもの森(本園)	赤羽台1-1-12	03-5948-8280	0・1歳児	142名
	LIFE SCHOOL こどもの森(分園)	赤羽台1-1-13	03-3948-5262	2～4歳児	
同年11月～	(仮称)LIFE SCHOOL 桐ヶ丘こどものもり	桐ヶ丘1-7	未定	0～5歳児	208名

※11 事業者は(福)大和学園福祉会ですが、問い合わせ先は関連会社である(株)幼児活動研究会の番号になります。

※12 (仮称)としまみつばち保育園は平成30年10月頃に移転し、下記のとおり定員を拡大します。

平成30年度の運営					
期間	施設名	所在地	電話番号	保育する歳児	定員
平成30年 4月～9月	(仮称)としまみつばち	王子6-7-3	03-3911-4661 (福)豊川保育園	1歳児以上	80名
同年10月～		豊島7-8		0～5歳児	137名

2 歳 児 / 3 歳 児 ま で の 公 立 保 育 園								
No	保育園名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育と定員		緊急/一時 ※2
39	豊島つぼみ	豊島3-10-23	03-5902-7175	50	1・2歳児	—	—	緊急
40	滝野川北保育園つぼみ分園	滝野川5-44-15	03-5907-6220	24	1・2歳児	—	—	緊急
41	王子保育園つぼみ分園(平成30年3月末閉園)	王子6-7-3	03-3914-9110	50	1・2歳児	—	—	緊急
42	音無つぼみ※13	滝野川2-52-9	03-5974-4131	34	1歳児	—	—	緊急
43	清水坂つぼみ※13	中十条4-16-27	03-3907-8526	30	1歳児	—	—	緊急
44	神谷北つぼみ	神谷2-42-4	03-5249-4977	89※14	1歳児～3歳児	—	—	緊急
45	桜田つぼみ	王子5-2-12	03-3919-6252	135	1歳児～3歳児	—	—	緊急

2 歳 児 / 3 歳 児 ま で の 私 立 保 育 園								
No	保育園名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育と定員		緊急/一時 ※2
72	明日香	浮間4-1-3	03-5916-1088	36	1歳児～3歳児	—		一時
73	ポピンスナーサリースクール王子	王子1-23-5 ドーナツビル4階	03-5902-5821	35	産休明け～2歳児	2時間		一時
74	グローバルキッズ王子園	堀船1-1-2	03-5390-0326	38	産休明け～2歳児	2時間		一時
75	ういず滝野川	滝野川6-9-4	03-5980-7377	39	6カ月～2歳児	2時間		一時
76	さくら	東田端2-7-13	03-3800-6731	24	1・2歳児	1時間		一時
77	ポピンスナーサリースクール田端	田端6-1-1 田端ASUKA7-2階	03-5815-2131	40	産休明け～2歳児	2時間		一時

※13 音無つぼみ、清水坂つぼみ保育園は、平成30年4月より2歳児クラスの運営を開始します。開始に伴い、保育園の定員をそれぞれ68名、60名に拡大します。(清水坂つぼみ保育園ではさらに、平成31年4月より3歳児クラスの運営を開始し定員を90名に拡大します。)

※14 神谷北つぼみ保育園は、平成30年4月から定員を102名に拡大します。

## 地域型保育事業・認定こども園(保育部分)

小規模保育事業所 (2歳児までの保育施設)						
No.	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育
78	ちいはぐ・十条※15	上十条2-13-1-103	03-3908-2323	18	産休明け	1時間半 ※15
79	ゆうひが丘保育園王子神谷	豊島8-25-3	03-6903-3237	19	産休明け	1時間
80	西ヶ原ひなた	西ヶ原1-61-15-101	03-6903-4698	19	産休明け	2時間
81	ハベ・ア・バリ保育園 東十条	東十条4-5-18-1F	03-6903-2482	19	産休明け	1時間
82	サンライズキッズ※15	中十条2-13-24	050-5807-2162	18	6カ月以上	1時間半 ※15
83	MIRATZ田端新町	田端新町3-7-9-1F	03-6807-8936	19	産休明け	2時間
84	たばた絆	田端新町1-8-15-101	03-6240-8938	19	3カ月以上	1時間(土曜日除く)
88	ぬくもりのおうち保育 滝野川園	滝野川7-33-8	03-5980-8531	19	産休明け	1時間
89	ぬくもりのおうち保育 赤羽園	赤羽2-10-2-2F	03-6903-8813	19	産休明け	1時間
90	志茂つくし※15	志茂5-5-4-1F	03-3903-5232	18	3カ月以上	1時間 ※15
93	ゆうひが丘保育園 豊島	豊島1-34-1	03-6903-2072	19	産休明け	1時間
94	浮間さくら※15	浮間4-32-20-202	03-6279-8741	19	6カ月以上	1時間 ※15
103	(仮称)サンベビー (平成30年4月開設予定)	東十条4-5-15	03-3902-2192	19	産休明け	1時間(土曜日除く)
104	(仮称)アルタベビー 滝野川園 (平成30年4月開設予定)	滝野川1-93-5	048-717-8732 (事務所)	19	3カ月以上	1時間
105	(仮称)うきま絆 (平成30年4月開設予定)	浮間3-1-55	03-6240-8938 (たばた絆保育園)	19	3カ月以上	1時間(土曜日除く)

※15 ちいはぐ・十条、サンライズキッズ、志茂つくし、浮間さくらの開園時間は午前7時30分から午後6時30分までです。延長保育は午後6時30分からです。

事業所内保育事業所(地域枠) ※2歳児までの保育施設						
No.	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育
91	ヤクルト赤羽	赤羽1-36-1	03-3901-5950	5	1歳児以上	1時間
92	ヤクルト西ヶ原	西ヶ原4-47-4-1F	03-3949-4330	5	1歳児以上	1時間

※ 事業所内保育事業所の地域枠の利用は北区へ利用申請が必要です。

※ 開園時間は午前7時30分から午後6時30分までです。延長保育は午後6時30分から午後7時30分までです。

公立認定こども園(保育部分)						
No.	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育
85	さくらだこども園(保育部分)	王子5-2-6-103	03-3914-8486	50	3歳児以上	—

※ その他問い合わせ先 北区教育委員会事務局学校支援課学校支援係 3908-9293

※ 平成29年度の定員枠です。平成29年度と30年度は、幼稚園から認定こども園への移行による調整のために募集人員が変動し、平成30年度は予定定員が70名になります。

※ 保育料のほかに、教材費、PTA会費、被服等の経費がかかります。詳細は、直接園にお問い合わせください。

私立認定こども園(保育部分)						
No.	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	延長保育
86	赤羽こども園(保育部分)	赤羽西1-36-1	03-3906-6282	30	3歳児以上	—

※ 赤羽こども園は、赤羽幼稚園が運営しています。

※ 開園時間は午前7時30分から午後6時30分までです。休園日は日曜、祝日、第2・4土曜、年末年始です。

※ 保育料のほかに、入園料・教育環境施設整備費等(入園時のみ)、給食費、教材費、行事等の経費がかかります。詳細は、直接園にお問い合わせください。

# 地図

## 川口市



### 区立保育園 (●)

1	浮間	20	王子北
2	浮間東	21	王子
3	浮間さくら草	22	豊島
4	赤羽北	23	豊島北
5	袋	24	豊島東
6	岩淵	25	上十条
7	赤羽台	26	上十条南
8	志茂北	27	王子本町
9	志茂	28	滝野川北
10	赤羽	29	滝野川
11	志茂南	30	滝野川西
12	桐ヶ丘	31	西ヶ原
13	桐ヶ丘南	32	西ヶ原東
14	赤羽西	33	西ヶ原南
15	西が丘	34	堀船南
16	東十条	35	栄町
17	東十条東	36	中里
18	桜田北	37	東田端
19	桜田	38	田端

### 2~3歳児までの保育園(公立)(▲)

39	豊島つぼみ
40	滝野川北保育園つぼみ分園
41	王子保育園つぼみ分園
42	音無つぼみ
43	清水坂つぼみ
44	神谷北つぼみ
45	桜田つぼみ

### 2~3歳児までの保育園(私立)(▼)

72	明日香
73	ポピンズナーサリースクール王子
74	グローバルキッズ王子園
75	ういず滝野川
76	さくら
77	ポピンズナーサリースクール田端

### 私立保育園 (■)

46	キッズタウンうきま	63	クラブ
47	キッズタウンうきま夜間	64	ふくし
48	アスクうきま	65	聖母の騎士
49	うきまさくらさく	66	木の实
50	赤羽北のぞみ	67	まごころ会
51	法善寺	68	宮元
52	日の基	69	はとぼっぽ
53	テーオーシー	71	田端聖華
54	あおば保育園西が丘	87	LIFE SCHOOL こどもの森
55	ぼけっとランド赤羽	95	にじいろ保育園王子
56	つつっこ	96	キッズガーデン北区豊島
57	神谷	97	(仮称)ベネッセ王子神谷
58	グローバルキッズコトニア赤羽園	98	(仮称)フレール西が丘みらい園
59	キッズタウン東十条	99	(仮称)あい保育園王子
60	ういず東十条	100	(仮称)にじいろ保育園田端新町
61	王子隣保館	101	(仮称)北赤羽せせらぎ
62	豊川	102	(仮称)としまみつばち

入所のお申し込みは  
各施設での受付となります

小規模保育事業所(★)

78	ちいはぐ・十条
79	ゆうひが丘保育園王子神谷
80	西ヶ原ひなた
81	ベベ・ア・パリ保育園東十条
82	サンライズキッズ
83	MIRATZ田端新町
84	たばた絆
88	ぬくもりのおうち保育 滝野川園
89	ぬくもりのおうち保育 赤羽園
90	志茂つくし
93	ゆうひが丘保育園豊島
94	浮間さくら
103	(仮称)サンベビー
104	(仮称)アルタベビー滝野川園
105	(仮称)うきま絆

認定こども園(保育部分)(◆)

85	さくらだこども園(公立)
86	赤羽こども園(私立)

認証保育所(△)

1	ぼけっとランド北赤羽
2	メリーポピンズ赤羽ルーム
3	日生赤羽駅前保育園ひびき
4	キッズパオ王子あおぞら園
5	ぼけっとランド王子
6	ほっぺるランド滝野川
7	さくらキッズ

定期利用保育施設(□)

1	サンベビー保育園(平成30年3月末終了)
2	譲灘保育園(平成30年3月末終了)

家庭福祉員(○)

1	古屋 香織(平成30年3月末終了)
2	渡辺 まり子
3	安部 良恵
4	松村 庸子
5	濱田 雪枝
6	長井 直美

事業所内保育事業所(地域枠)(♥)

91	ヤクルト赤羽
92	ヤクルト西ヶ原





## 利用調整

- ◆利用調整は、保護者の就労状況等により決定する「選考指数」と世帯の状況などに応じた「調整指数」を合算した「保育指数」に基づき行っています。
- ◆利用調整は、保育所等利用申請書に記入のあった入園を希望する園を対象に行います。希望園数に制限はありません。
- ◆入園可能数以上に申請があった場合、保育指数の高い順に利用調整を行います。抽選や先着順ではありません。保育指数 12の方が終了した後、保育指数 11の方に進みます。(希望園順位は利用調整に影響しません。)

## 選考指数

- ◆選考指数は、保護者のうち低い方をその世帯の選考指数とします。
- ◆就労を理由に申請する場合、所定勤務日数・時間と勤務実績（勤務日数・勤務時間・支払い金額）に基づいて選考指数を決定します。勤務実績は、「勤務（予定）証明書」の最近3カ月の支払い実績の項目または給与明細で確認します（育児休業取得中の場合、産前休業前3カ月の勤務実績を確認します）。最近3カ月の支払い実績のうち、最も高い選考指数がつく実績を採用します。ただし、実績に基づく勤務日数または時間が、記載されている所定勤務日数・時間を超えても、所定勤務日数・時間にあてはまる選考指数を超えることはありません。  
※就労要件の選考指数の決定方法は、19ページをご覧ください。
- ◆期日までに「保育を必要とすることを証明する書類」が届かない場合、就労未定の選考指数3となります。

## 調整指数

- ◆調整指数が重複しても、それぞれを合計しません（番号5は除く）。例えば、番号1と3が重複した場合、調整指数は+2です。番号1と5が重複した場合、調整指数は-1です。
- ◆ひとり親（父母が離婚していることがわかる戸籍謄本等や離婚調停中である証明書類等が必要です。別居のみは対象外）でほかに同居人がいない、または両親不存在の場合、調整指数は+2です。
- ◆同居のきょうだい認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）及び認定こども園（保育部分）に在園している場合や同時期に同居のきょうだいで申請している場合、同じ保育園の利用調整でなくても調整指数+1となります。

## 同一保育指数の場合の優先順位

同一保育指数となった場合は次の順番で利用調整します。

- ①ひとり親世帯（ほかに60歳未満の同居人がいない世帯）の場合
- ②申請中のお子さんを保育できる60歳未満の祖父母と同居していない世帯の場合
- ③利用申請締切現在、保育料の滞納がない世帯の場合
- ④選考指数が高い世帯の場合 ※調整指数を加える前の選考指数で判断します。
- ⑤多子世帯の場合（利用申請締切現在、就学前のお子さんの人数が3人以上で多い世帯）
- ⑥保護者が区内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・定期利用保育施設・家庭福祉員・企業主導型保育事業所に、保育士・保育教諭として月120時間以上勤務している又は勤務を予定している世帯（新規申込みの場合のみ対象）
- ⑦きょうだいが同一の保育所に在園している場合
- ⑧きょうだいが同一の保育所に利用調整会議で入園内定になっている場合
- ⑨過去3カ月間就労継続中である場合  
※勤務証明書に記載された採用年月日から起算します。転職後3カ月に満たない場合でも、前職から間断なく3カ月以上継続して就労していれば、該当します。前職の退職証明や給与明細をご提出ください。
- ⑩申請中のお子さんを認証保育所・定期利用保育施設・家庭福祉員・ベビーホテル・事業所内保育事業所（地域型保育事業所は除く）・企業主導型保育事業所・ベビーシッターに有償で3カ月以上（育児休業期間中や求職中を除く）預けている場合（※）
- ⑪申請中のお子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育所や、小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に3カ月以上（育児休業期間中や求職中を除く）預けている場合（※）
- ⑫申請中のお子さんを別住所の親戚・知人に有償で3カ月以上（育児休業期間中や求職中を除く）預けている場合（※）→平成30年5月入所の利用調整から、この内容は適用されません。
- ⑬選考指数の類型が労働に該当する保護者が、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合
- ⑭保育料認定の根拠となる税額が低い世帯の場合

※例えば、4月入園の場合、2月に利用調整を行うため、11月中に月48時間以上預け始め、かつ12月（預け始めた月の翌月）1日までに職場復帰または就労開始した場合に該当します。「職場復帰証明書」または「勤務（予定）証明書」、および「受託証明書（⑩を除く）」を提出してください。なお、育児休業期間中や求職中は、有効期間として計算できません。

## 就労要件の選考指数の決定方法

### (1) 「実績」が「所定勤務日数・時間」の範囲内の場合

<例> 「勤務(予定)証明書」の「所定勤務日数・時間」が「週5日 通常勤務9:00～17:00」の8時間、時給1,000円。現在は育児休業中。産休は平成28年9月5日から。  
産休前の実績 平成28年8月 150,000円 20日勤務(有給休暇含む)

- ① 1月あたりの勤務時間を計算します。(所定勤務時間が6時間以上の場合、1時間の休憩があるとみなします。)  
8月 150,000円 ÷ 時給1,000円 + 休憩1時間 × 20日 = 170時間(小数点以下切り捨て)  
※時給制以外の方は、実際の勤務地の最低賃金を時給として計算します。時給の下限は最低賃金です。
- ② 1週間の実際の勤務日数、勤務時間を計算します(北区では1か月を4週と考えます)。  
日数 月20日勤務 ÷ 4週 = 5日 ⇒ 「週5日以上」となります。(小数点以下切り捨て)  
月の勤務日数が12日～15日なら「週3日以上」、16日～19日なら「週4日以上」となります。  
時間 ①より、ひと月あたり170時間 ÷ 4週 = 週42時間(小数点以下切り捨て)
- ③ 所定勤務日数・時間を見ます。  
日数 ②で計算した結果、週5日以上となり、所定勤務日数の週5日の範囲内のため、「保育の利用基準表」の「週5日以上」の指数となります。  
時間 ②で計算した結果、週40時間以上となり、所定勤務時間が1日8時間 × 週5日 = 週40時間のため、「保育の利用基準表」の「週40時間以上の就労を常態」の指数となります。
- ④ この保護者は、「週5日以上・週40時間以上の就労を常態」としており、選考指数は「10点」となります。

### (2) 「実績」が「所定勤務日数・時間」を超える場合

<例> 「勤務(予定)証明書」の「所定勤務日数・時間」が「週4日 通常勤務9:00～16:00」の7時間、時給1,000円。現在は育児休業中。産休は平成28年9月5日から。  
産休前の実績 平成28年8月 150,000円 20日勤務(有給休暇含む)

- ① 1月あたりの勤務時間を計算します。(所定勤務時間が6時間以上の場合、1時間の休憩があるとみなします。)  
8月 150,000円 ÷ 時給1,000円 + 休憩1時間 × 20日 = 170時間(小数点以下切り捨て)  
※時給制以外の方は、実際の勤務地の最低賃金を時給として計算します。時給の下限は最低賃金です。
- ② 1週間の実際の勤務日数、勤務時間を計算します(北区では1か月を4週と考えます)。  
日数 月20日勤務 ÷ 4週 = 5日 ⇒ 「週5日以上」となります。(小数点以下切り捨て)  
月の勤務日数が12日～15日なら「週3日以上」、16日～19日なら「週4日以上」となります。  
時間 ①より、ひと月あたり170時間 ÷ 4週 = 週42時間(小数点以下切り捨て)
- ③ 所定勤務日数・時間を見ます。  
日数 ②で計算した結果、週5日以上ですが、所定勤務日数が週4日のため、「保育の利用基準表」の「週4日以上」の指数となります。  
時間 ②で計算した結果、週40時間以上ですが、所定勤務時間が1日7時間 × 週4日 = 週28時間のため、「保育の利用基準表」の「週24時間以上32時間未満の就労を常態」の指数となります。
- ④ この保護者は、「週4日以上・週24時間以上32時間未満の就労を常態」としており、選考指数は「8点」となります。

※所定勤務日数・時間通りの指数がつかない場合は、勤務実績が増えたら追加書類をご提出ください。  
※所定勤務日数・時間が変わったら、改めて勤務証明書をご提出ください。(9ページ参照)



# 保育の利用基準表

保育指数は、選考指数と調整指数を合算した数です。

## 選考指数

番号	保護者の状況			選考指数	実施期間		
	類型	細目					
1	労働	外勤 自営	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	10	・最長就学前まで  ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで	
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	9		
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	8		
			週4日以上	週32時間以上の就労を常態	9		
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	8		
				週16時間以上24時間未満の就労を常態	7		
		在宅勤務	週3日以上	週24時間以上の就労を常態	8		
				週18時間以上24時間未満の就労を常態	7		
				週に12時間以上の在宅勤務	6		
			週3日未満	月48時間以上の就労を常態	5		
2	求職	就労内定 (採用予定証明書の提出あり)	保育実施月から月48時間以上の就労が確定している	4	2カ月以内		
			「同一保育指数の場合の優先順位」⑥に該当の場合は、分類番号1を準用	※1			
		就労未定 (採用予定証明書の提出なし)	求職、起業準備のため昼間外出を常態としている	3			
3	出産・ 疾病・ 負傷・ 障害	出産	予定月をはさんで産前2カ月から産後2カ月まで	7	5カ月以内		
		疾病・負傷	入院	1カ月以上の入院が確定している場合も含む		10	入院、療養を要しなくなる月の翌末日まで
			居宅内療養	常時臥床		10	
				精神性の疾病・感染症		10	
		心身障害		身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級		10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで
				身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		8	
身体障害者手帳4級	6						
4	看護 (介護)	施設付添	週5日以上常時付添が必要	10	付添、送迎、介護を要しなくなる月の翌末日まで		
			週4日以上常時付添が必要	9			
			週3日以上常時付添が必要	8			
		施設送迎	週3日以上送迎が必要	7			
			自宅介護(別居の児童の祖父母を含む)	重度のため常時観察と介護が必要		9	
上記以外の観察と介護必要	6						
5	災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで		
6	その他	就学 職業訓練	既に就学・職業訓練のため昼間外出を常態としている	※1	※1		
			就学・職業訓練が内定している場合	4	2カ月以内		
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要とみとめられる場合			※2	※2	

注：就労時間は、休憩時間を含みます。

※1は、分類番号1を準用。 ※2は、分類番号1～5を準用。

## 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	+2
2	ひとり親の世帯(同居の者がいない世帯)、または両親不在の世帯	+2
3	同居のきょうだいが認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(地域枠)及び認定こども園(保育部分)に在園している世帯、または同時期に同居のきょうだいで申請している世帯	+1
4	生計中心者が失業している世帯	+1
5	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	-3

注：調整指数が重複した場合はそれぞれを合計しない。ただし番号5は除く。

# 夜 間 保 育

キッズタウンうきま夜間保育園で実施しています。夜間保育は就労等により午後6時以降も保育を必要とするお子さんが対象です。(申請の際には、以下の利用基準表に該当する証明が必要です)

通常開園時間 午前11時～午後10時      朝型延長 午前9時から午前11時までの2時間  
夜型延長 午後10時から午後11時までの1時間

## 夜間保育の利用基準表 選考指数

番号	保護者の状況			選考指数	実施期間		
	類型	細目					
1	労働	夜間就労 (変則勤務が週1日以上を含む)	週5日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	10	・最長就学前まで  ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで	
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	9		
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	8		
			週4日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	9		
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	8		
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	7		
			週3日以上かつ1日4時間以上の就労	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	8		
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	7		
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	6		
			週2日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	7		
午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	6						
週1日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	6					
	常時残業	勤務証明書等により常時残業の実績が、上記「夜間就労」に該当する場合	※1				
	月48時間以上かつ、週3日未満または1日4時間未満の就労	週2日以上、午後6時以降に1時間以上の就労	5				
	就労内定 (採用予定証明書の提出あり)	保育実施月から上記の「夜間就労(変則勤務)」または「常時残業」に該当することが確定している	4	2カ月以内			
		「同一保育指数の場合の優先順位」⑥に該当の場合は、分類番号1を準用	※1				
2	就学	夜間就学・技能習得	既に就学・技能習得等のため夜間外出を常態としている	※1	※1		
			夜間就学・技能習得等が内定している場合	4	2カ月以内		
3	特例 (保護者の一方が、上記項目1・2に該当する場合のみ適用)	疾病・負傷	入院	1カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌末日まで	
			居宅内療養	常時臥床			10
				精神性の疾病・感染症			10
				一般療養			8
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度	10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで		
			精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8			
	身体障害者手帳4級	6					
	災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	10	災害の復旧が終了する月の末日まで			
4	その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに夜間の保育が必要とみとめられる場合	※2	※2			

注：就労時間は、休憩時間を含みます。 ※1は、分類番号1の細目「夜間就労」を準用。 ※2は、分類番号1～3を準用。

### 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	+2
2	ひとり親の世帯(同居の者がいない世帯)、または両親不在の世帯	+2
3	同居のきょうだいが認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(地域枠)及び認定こども園(保育部分)に在園している世帯、または同時期に同居のきょうだいで申請している世帯	+1
4	生計中心者が失業している世帯	+1
5	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	-3

注：調整指数が重複した場合はそれぞれを合計しない。ただし番号5は除く。

## 入園後の手続き

保育園入園後、住所や氏名の変更をはじめ、以下のような何らかの変更があった際には、保育園または保育課入園相談係に速やかに届出をしてください。「変更届」や証明書類などの提出が必要です。

変更点	必要書類	
保育の必要量を変更したいとき	支給認定(変更)申請書、支給認定証、勤務(予定)証明書など ※保育必要量の変更は翌月1日からです。月の途中で変更はできません。	
転職したとき	変更届、勤務(予定)証明書	
新たに育児休業を取得したとき	支給認定(変更)申請書、育児休業期間証明書、支給認定証 ※育児休業期間中の利用時間は、保育短時間です。	
退職し、求職中となったとき	変更届、支給認定(変更)申請書、退職日が分かるもののコピー、支給認定証 ※求職中の利用時間は、保育短時間です。	
保護者が離婚・結婚したとき 氏名を変更したとき	変更届、戸籍の届出の受理証明書や戸籍謄本など(コピー可)、支給認定証	
世帯構成が変わったとき	変更届	
住民税の申告(修正を含む)をしたとき	変更届、住民税の課税証明書のコピー(変更後のもの)	
北区内で住所が変わったとき	変更届、支給認定証	
北区外へ転出したとき	退園届、支給認定証	
	都内への転出	ご希望により継続通園ができる場合があります(23ページ参照)。
	都外への転出	転出した月の月末で退園となります。
保育園をやめるとき	退園届、支給認定証	
家庭で保育が可能となったとき		

## 利用停止

在園児のけがや病気・母親の帰郷出産のため保育園を長期にわたり休む場合、2カ月(月の初日から月末までを1カ月間とみます)まで保育料を免除する利用停止制度があります。この場合、その間の登園がなくても退園にはなりません。母親の帰郷出産の場合は、出産予定月を含む2カ月間です。停止を希望する月の初日までに申し込みが必要です。「保育所利用停止申込書」と、理由を確認できるもの(在園中のお子さんのけがや病気:診断書、母親の帰郷出産:母子手帳の表紙と出産予定日のページのコピー)をご提出ください。

※出産後に帰郷する場合は帰郷出産に該当しないため、利用停止制度の利用はできません。

## 在園児特例 ～新たにお子さんが生まれ育児休業を取得するとき～

在園期間中に、新たに生まれたお子さんのために育児休業を取得する場合、在園児の保育を必要とする理由がなくなります。しかし、園に慣れた生活を変えて家庭保育になり環境が大きく変わることは、在園児にとって心身の発達上好ましくない等との判断から、特例として在園児を継続して保育します(在園児特例)。最長で育児休業対象のお子さんが満2歳に達する年度末の翌月末まで、在園児は同じ保育園に在園することが可能です。育児休業が決まりましたら、勤務先に「育児休業期間証明書」を記入いただき、提出してください。また、育児休業中は「保育短時間」となりますので、併せて「支給認定(変更)申請書」もご提出ください。

## 退園

認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(地域枠)・認定こども園(保育部分)は、保護者の就労や病気などで、お子さんを家庭で保育できないとき、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。家庭で保育が可能となったとき、またはその他の理由でやめるときは、「退園届」を提出してください。また、月に1日以上登園をしなかった場合(利用停止中の場合を除く)は、保育の必要性がない方とみなし、退園となります。この場合、その時点で認定証も無効となります。

## 北区外への転出

いかなる場合も、「退園届」の提出が必要です。

### 都外への転出

継続して北区の保育園に通うことはできません。 転出月の末日（転出日が月の初日の場合は前月末日）で退園となります。

### 都内への転出（平成29年4月以降に入園・転園した児童へ適用）

《入園日の翌日から起算して3カ月以内に北区外へ転出した場合》

転出月の末日（転出日が月の初日の場合は前月末日）で退園となります。

《入園日の翌日から起算して4カ月目以降に東京都内へ転出した場合》

希望すれば継続通園が可能です。転出した月中に必ず、転出先の自治体で、北区の保育園に継続通園するための利用申請と認定申請手続きをしてください。

ただし、父母どちらも北区外在勤の場合、翌年度以降の通園については、年度ごとに再度入園申請が必要です（新4・5歳児を除く）。利用調整（選考）の結果、継続通園できない場合があります。

## 保育料の減額

以下の理由により保育料の納入が困難な場合は保育料減額制度があります。

希望する場合には申請が必要です。内容により減額の適用月が異なります。該当する事情が発生した日の翌日から1カ月以内に申請ください。それ以降の申請の場合、さかのぼっての適用はできません。

計算の結果、減額とならない場合があります。減額理由が複数ある場合でも、適用はいずれか一つとなります。

添付書類は減額理由により異なります。詳しくは保育課入園相談係にお問い合わせください。

理 由	添 付 書 類
生活保護を受けるようになったとき	生活保護受給証明書
出産などにより新たに同一世帯内に扶養家族が増えた場合	新たに生まれたお子さんの母子手帳コピー（表紙・出生証明）
主たる働き手が失業した場合	退職所得の源泉徴収票 など
その世帯の過去3カ月の平均収入（賞与を除く）が、 <b>基準年(※)</b> の平均収入（賞与を除く）より1割以上低額と認められる場合（適用は3カ月を限度とする）	保護者全員の、申込月の前月分含め過去3カ月の給与と基準年の賞与の明細コピー
同一世帯内のお子さんが、北区と契約した認証保育所・定期利用保育施設・家庭福祉員により保育されている場合	受託証明書 など
入園児を除き、同一世帯内に身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～3度・精神障害者保健福祉手帳1～3級の方がいる場合（期限がある場合は有効期限まで適用）	手帳のコピー
その年に <b>基準年(※)</b> の所得の10分の1を超える災害・盗難等による損失を受けたとき	損害金額の分かるもの、保険金等で補てんされる金額がわかるもの
その年に <b>基準年(※)</b> の所得の100分の5または地方税法に定める最高限度額を超える医療費を払ったとき（保険金等で補てんされる金額を除く）	基準年の翌年以降に支払った医療費の領収書コピー、保険金等で補てんされる金額がわかるもの

※基準年 4月分から8月分までの保育料については、前々年を基準年とします。

9月分から翌年3月分までの保育料については、前年を基準年とします。

## 年度更新(継続通園)の手続き

毎年1回（おおむね6月頃）、「保育施設継続通園用 家庭状況届」と保育を必要とすることを証明する書類等を提出していただき、継続通園が必要かどうか確認します。期限までに書類の提出がない場合は継続して通園する意思がないものとします。

## 指定管理者制度

北区では、現行の保育水準を維持しながら、多様な保育サービスを提供するため、公立保育園において指定管理者制度を導入しています。なお、公立保育園であることに変わりはありません。利用申請手続きや保育料の基準もほかの認可保育園と同じです。指定管理者制度を導入している園については、12ページをご覧ください。



# 保 育 料

## 概 要

- 保育料は各家庭の区民税の所得割額等により決定します。金額の決定は年2回行います。その際、住民税額の確認作業を行います。  
最近北区へ転入した方など、北区に課税情報がない方は住民税課税（非課税）証明書の提出が必要になります。  
（4月～8月分は、前年度の住民税により決定します）  
（9月～3月分は、現年度の住民税により決定します）
- 父母の区民税が非課税かつ父母の収入が生活保護の基準を下回る場合、同居の親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄弟等）の内で最多収入者の課税状況を含め保育料を決定します。
- お子さんの支給認定証の保育必要量の認定区分により、標準時間の認定を受けた方は「標準時間保育料（月額）」、保育短時間の認定を受けた方は「短時間保育料（月額）」となります。（25ページ参照）
- 保育料は月額です。日割りはいたしません。月ぎめの延長保育料も同様です。  
保育料の納付は口座振替が原則です。口座振替の登録は金融機関での手続きが必要です。引き落としは、毎月末日（土・日・祝日のときは翌営業日）です。  
なお、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び赤羽子ども園をご利用の場合は、納付方法が異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。
- 保育料算定所得割額とは、税制改正による影響を抑えるよう税額を再計算したものです。（25ページ参照）
- 住宅借入金控除や寄付控除など、調整控除以外の税額控除の適用はありません。

## 保 育 料 の 軽 減

多子世帯や要保護世帯等、以下①～④に該当する世帯は、さかのぼって保育料を軽減します。状況に応じて必要な書類が異なります。詳しくは、保育課入園相談係へお問い合わせください。なお、区民税所得割額については回答できませんので、住民税の特別徴収税額の決定通知書または納税通知書等でご確認ください。また各世帯の該当可否について、事前回答することはできません。

①小学校就学前の範囲内で対象施設に2人以上在籍している世帯（※） 【平成27年4月から適用】

小学校就学前の範囲内で以下の施設に2人以上在籍している場合、保育料が第2子は第2子料金（25ページ参照）、第3子以降は無料になります。

《対象施設》 ◆認可保育園 ◆認定子ども園 ◆幼稚園 ◆特別支援学校の幼稚部 ◆情緒障害児短期治療施設  
◆地域型保育給付対象施設 ◆児童発達支援 ◆医療型児童発達支援

※児童のきょうだいが認可保育園以外の対象施設に在籍している場合、在籍確認に時間がかかるため、必要書類をご提出いただいても児童の保育料への反映は年度途中になります。反映により生じたそれまでの過払い分は、充当または還付をさせていただきます。

②世帯の区民税所得割合算額が57,700円未満の世帯 【平成28年4月から適用】

生計を一にする子どもの年齢に関わらず、保育料が第2子は半額、第3子以降は無料になります。

③世帯の区民税所得割合算額が77,101円未満の要保護世帯 【平成28年4月から適用】

生計を一にする子どもの年齢に関わらず、保育料が第1子は減額※、第2子以降は無料になります。

※減額…平成28年度は50%の減額、平成29年度は3歳未満は64%の減額、3歳以上は73%の減額になります。

《要保護世帯》 ◆ひとり親世帯

◆同一世帯内に身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯

◆同一世帯内に特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯

◆同一世帯内に国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

④保護者が婚姻歴のない父または母のみである世帯 【平成28年4月から適用】

未婚のひとり親家庭を寡婦（夫）世帯として、保育料算定所得割額に寡婦（夫）控除をみなし適用します。なお、所得により軽減の対象とならない場合があります。

## 保育料基準額表

住民税などの状況		標準時間保育料 (月 額)						短時間保育料 (月 額)						
		4～5歳クラス		3歳クラス		0～2歳クラス		4～5歳クラス		3歳クラス		0～2歳クラス		
階層区分	階層区分の定義	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	1,300	650	1,300	650	1,900	950	1,300	650	1,300	650	1,900	950	
D1	保育料算定所得割額	5,000円未満	2,000	1,000	2,000	1,000	2,400	1,200	2,000	1,000	2,000	1,000	2,400	1,200
D2		5,000円～ 6,000円未満	2,600	1,300	2,700	1,350	3,100	1,550	2,600	1,300	2,700	1,350	3,000	1,500
D3		6,000円～ 7,800円未満	5,600	2,800	5,600	2,800	6,700	3,350	5,500	2,750	5,500	2,750	6,600	3,300
D4		7,800円～ 16,200円未満	7,200	3,600	7,300	3,650	8,300	4,150	7,100	3,550	7,200	3,600	8,200	4,100
D5		16,200円～ 24,000円未満	9,200	4,600	9,300	4,650	9,400	4,700	9,000	4,500	9,100	4,550	9,200	4,600
D6		24,000円～ 42,000円未満	10,800	5,400	10,900	5,450	15,400	7,700	10,600	5,300	10,700	5,350	15,100	7,550
D7		42,000円～ 60,000円未満	12,600	6,300	12,700	6,350	19,100	9,550	12,400	6,200	12,500	6,250	18,800	9,400
D8		60,000円～ 78,000円未満	14,200	7,100	14,300	7,150	21,500	10,750	14,000	7,000	14,100	7,050	21,100	10,550
D9		78,000円～ 96,000円未満	15,700	7,850	15,800	7,900	23,600	11,800	15,400	7,700	15,500	7,750	23,200	11,600
D10		96,000円～114,000円未満	16,900	8,450	17,000	8,500	25,500	12,750	16,600	8,300	16,700	8,350	25,100	12,550
D11		114,000円～141,000円未満	18,000	9,000	18,200	9,100	27,500	13,750	17,700	8,850	17,900	8,950	27,000	13,500
D12		141,000円～167,100円未満	18,200	9,100	19,500	9,750	29,200	14,600	17,900	8,950	19,200	9,600	28,700	14,350
D13		167,100円～188,700円未満	18,400	9,200	20,700	10,350	31,000	15,500	18,100	9,050	20,300	10,150	30,500	15,250
D14		188,700円～210,300円未満	18,600	9,300	21,600	10,800	32,500	16,250	18,300	9,150	21,200	10,600	31,900	15,950
D15		210,300円～231,900円未満	18,800	11,280	22,600	13,560	34,200	20,520	18,500	11,100	22,200	13,320	33,600	20,160
D16		231,900円～253,500円未満	19,000	11,400	22,800	13,680	35,700	21,420	18,700	11,220	22,400	13,440	35,100	21,060
D17		253,500円～274,600円未満	19,200	11,520	23,000	13,800	37,200	22,320	18,900	11,340	22,600	13,560	36,600	21,960
D18		274,600円～289,000円未満	19,400	11,640	23,500	14,100	38,500	23,100	19,100	11,460	23,100	13,860	37,800	22,680
D19		289,000円～303,400円未満	19,700	11,820	24,000	14,400	40,000	24,000	19,400	11,640	23,600	14,160	39,300	23,580
D20		303,400円～373,600円未満	20,000	14,000	24,500	17,150	43,400	30,380	19,700	13,790	24,100	16,870	42,700	29,890
D21		373,600円～427,600円未満	20,300	14,210	25,000	17,500	48,900	34,230	20,000	14,000	24,600	17,220	48,100	33,670
D22		427,600円～481,600円未満	20,600	14,420	25,500	17,850	53,700	37,590	20,200	14,140	25,100	17,570	52,800	36,960
D23		481,600円～650,000円未満	21,000	14,700	26,000	18,200	57,500	40,250	20,600	14,420	25,600	17,920	56,500	39,550
D24		650,000円～850,000円未満	21,500	15,050	26,500	18,550	62,000	43,400	21,100	14,770	26,000	18,200	60,900	42,630
D25		850,000円～1,250,000円未満	22,000	15,400	27,000	18,900	62,500	43,750	21,600	15,120	26,500	18,550	61,400	42,980
D26		1,250,000円以上	22,500	15,750	27,500	19,250	63,000	44,100	22,100	15,470	27,000	18,900	61,900	43,330

(参考) 課税証明書以外での区民税所得割額のおおまかな確認方法

【会社員等の方(住民税を給与から天引きされている方)】

会社から配布される「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認できます。

【自営業等の方(直接、住民税を納付している方)】

区役所から送付される納税通知書でご確認できます。

**決められた保育料を納付しない場合は、差押え等の滞納処分を行うことがあります。また、転園や下のお子さんの利用調整の際に減点となります。**

## 延長保育料基準額表(公立保育園)

住民税などの状況		延長保育料(月額)									
		1時間以内			1時間を越え2時間以内			2時間を越え3時間以内			
階層区分	階層区分の定義	4~5歳クラス	3歳クラス	0~2歳クラス	4~5歳クラス	3歳クラス	0~2歳クラス	4~5歳クラス	3歳クラス	0~2歳クラス	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800	
D1	保育料算定所得割額	5,000円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D2		5,000円~ 6,000円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D3		6,000円~ 7,800円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D4		7,800円~ 16,200円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D5		16,200円~ 24,000円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D6		24,000円~ 42,000円未満	1,300	1,300	1,500	2,600	2,600	3,000	3,900	3,900	4,500
D7		42,000円~ 60,000円未満	1,300	1,300	1,900	2,600	2,600	3,800	3,900	3,900	5,700
D8		60,000円~ 78,000円未満	1,300	1,300	2,100	2,600	2,600	4,200	3,900	3,900	6,300
D9		78,000円~ 96,000円未満	1,500	1,500	2,300	3,000	3,000	4,600	4,500	4,500	6,900
D10		96,000円~114,000円未満	1,600	1,700	2,500	3,200	3,400	5,000	4,800	5,100	7,500
D11		114,000円~141,000円未満	1,800	1,800	2,700	3,600	3,600	5,400	5,400	5,400	8,100
D12		141,000円~167,100円未満	1,800	1,900	2,900	3,600	3,800	5,800	5,400	5,700	8,700
D13		167,100円~188,700円未満	1,800	2,000	3,100	3,600	4,000	6,200	5,400	6,000	9,300
D14		188,700円~210,300円未満	1,800	2,100	3,200	3,600	4,200	6,400	5,400	6,300	9,600
D15		210,300円~231,900円未満	1,800	2,200	3,400	3,600	4,400	6,800	5,400	6,600	10,200
D16		231,900円~253,500円未満	1,900	2,200	3,500	3,800	4,400	7,000	5,700	6,600	10,500
D17		253,500円~274,600円未満	1,900	2,300	3,700	3,800	4,600	7,400	5,700	6,900	11,100
D18		274,600円~289,000円未満	1,900	2,300	3,800	3,800	4,600	7,600	5,700	6,900	11,400
D19		289,000円~303,400円未満	1,900	2,400	4,000	3,800	4,800	8,000	5,700	7,200	12,000
D20		303,400円~373,600円未満	2,000	2,400	4,300	4,000	4,800	8,600	6,000	7,200	12,900
D21		373,600円~427,600円未満	2,000	2,500	4,800	4,000	5,000	9,600	6,000	7,500	14,400
D22		427,600円~481,600円未満	2,000	2,500	5,300	4,000	5,000	10,600	6,000	7,500	15,900
D23		481,600円~650,000円未満	2,100	2,600	5,700	4,200	5,200	11,400	6,300	7,800	17,100
D24		650,000円~850,000円未満	2,100	2,600	6,200	4,200	5,200	12,400	6,300	7,800	18,600
D25		850,000円~1,250,000円未満	2,200	2,700	6,200	4,400	5,400	12,400	6,600	8,100	18,600
D26		1,250,000円以上	2,200	2,700	6,300	4,400	5,400	12,600	6,600	8,100	18,900

※私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の延長保育料は、園により異なる場合があります。各園に直接お問い合わせください。



## 保育園の運営経費

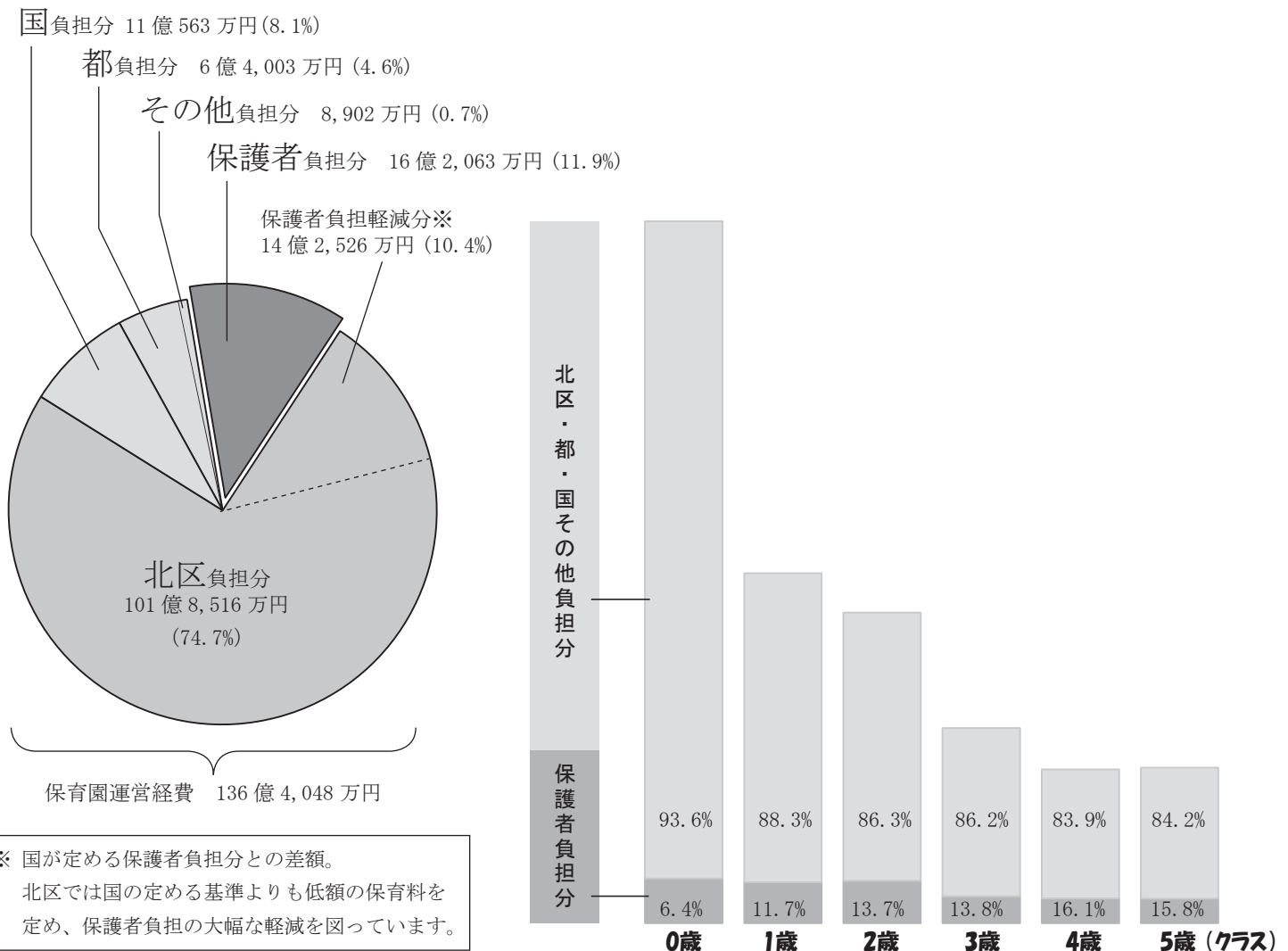
保育園ではお子さんをお預かりするにあたり、健康と安全を守り、充実した保育をおこなうため給食費や人件費など多くの経費がかかっています。保育園運営経費（下表は平成28年度）は北区、東京都、国の負担分と、保護者から納付していただく保育料から成り立っています。納付もれなどのないようご理解とご協力をお願いいたします。

### 歳児別1人あたりの運営経費と保護者負担額(1カ月分)

(単位:円)

クラス	園児1人にかかる費用	保護者負担分	区・都・国 その他負担分
0歳	431,606	27,603	404,003
1歳	215,236	25,209	190,027
2歳	191,035	26,145	164,890
3歳	120,020	16,593	103,427
4歳	94,626	15,224	79,402
5歳	95,676	15,113	80,563
平均	170,856	20,572	150,284

### 運営経費に占める保護者負担割合



## その他の制度

### 1 緊急保育・・・ 12～15 ページの表に“緊急”という記載のある保育園で実施

緊急に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所を有し、各公立保育園の入園可能な月齢（12～15 ページの「入園年齢」参照）から就学前まで（各つばみ保育園は2歳児または3歳児まで）の健康で集団保育が可能なお子さんを、1 カ月以内で保育が必要な期間お預かりします。定員に空きが無い場合はお預かりができません。

#### 【利用できる場合】

- (1) 保護者が死亡または行方不明で不在のとき
- (2) 保護者が疾病または出産で入院するとき（出産の場合は入院期間中のみ）
- (3) 保護者が緊急に治療が必要な疾病で通院するとき（自宅療養は利用できません）
- (4) 保護者が親族等の看護にあたる時
- (5) 保護者が災害復旧活動に従事するとき
- (6) 保護者が北区内に住む親元で出産するとき（区外在住の方も利用できます。入院期間中のみ）

【保育時間】 月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時〔祝日（振替休日含む）・年末年始は除く〕

※8 カ月未満のお子さんは、月曜日～金曜日の午前8時30分～午後4時30分

【お申し込み】 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時

各実施保育園

お申し込みをされる場合は、あらかじめ直接各園へお問い合わせください。

### 2 一時預かり保育・・・ 12～15 ページの表に“一時”という記載のある保育園で実施

保護者の冠婚葬祭・地域活動等への参加・休養等により、一時的に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所を有し、8 カ月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。

※各実施保育園で入園可能な年齢の範囲でお子さんをお預かりします。

【保育時間】 <私立保育園（キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間保育園は除く）および指定管理者制度を導入している区立保育園>

・月曜日～土曜日の午前8時～午後6時の間の保育が必要な時間

・祝日（振替休日含む）・年末年始・園の行事日は除く。

<キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間保育園>

・毎日 午前8時～午後9時45分の間の保育が必要な時間

【お申し込み】 各実施保育園に直接、お問い合わせ・お申し込みください。

（ただし、初回の利用については要面接）

### 3 休日保育・・・東十条・西ヶ原東・赤羽台・キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間・つちっこ保育園で実施

保護者の就労等により、休日（年末年始は除く）に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内の給付対象施設に在籍している、または北区内に住所を有する8 カ月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。

【保育時間】 <東十条・西ヶ原東・赤羽台・キッズタウンうきま・つちっこ保育園>

・日曜・祝日（振替休日含む）の午前7時15分～午後6時15分の間の保育が必要な時間

<キッズタウンうきま夜間保育園>

・日曜・祝日（振替休日含む）の午前11時～午後10時の間の保育が必要な時間

【お申し込み】 月曜日～土曜日の午前9時～午後5時

※各実施保育園に利用日の1週間前までに直接お申し込みください。

（ただし、初回の利用については利用日の10日前までに要面接）

#### 4 病児・病後児保育（施設型）

仕事などの事由により、病気の回復期にあるお子さんや、当面症状の急変が認められないお子さんの世話ができない保護者に代わってお預かりする制度です。

北区内の認可保育園、小規模保育事業所、認可外保育施設、区立・私立幼稚園および認定こども園のいずれかに通園する満1歳から就学前までのお子さん、または、区内に住所を有し他区市の保育園及び幼稚園等のいずれかに通園する満1歳から就学前までのお子さんをお預かりします。

【実施施設】病児・病後児…東京北医療センター 病後児…キッズタウン東十条保育園  
※施設によって利用条件・利用方法が異なります。

【保育時間】月曜～金曜日の午前8時～午後6時の間の保育が必要な時間〔祝日（振替含む）年末年始を除く〕

【登録】事前に保育課での登録申し込みが必要です。

【利用申し込み】実施施設へ直接お申し込みください。

【お問い合わせ】東京北医療センター病児病後児保育室 TEL 5963-3423  
キッズタウン東十条保育園病後児保育室 TEL 5902-7056  
保育課私立保育園係 TEL 3908-1333

#### 5 病児・病後児保育（居宅訪問型）利用料金の助成

保育施設に在籍する区内在住の6カ月から小学校就学前までのお子さんが病気になったとき、助成対象の民間のベビーシッター事業者等が実施する病児・病後児保育（居宅訪問型）サービスを利用した際に、その利用費用の一部を助成します。

【助成内容】利用料金1時間につき、1,000円（上限）。1日は10時間まで。一病気につき7日間まで。  
子ども一人の1年間の助成限度額、40,000円  
※入会金、年会費、登録料、交通費等の諸経費その他これらに準ずる費用は助成対象外です。  
※区では事業者との仲介は行っていません。

【お問い合わせ】保育課保育運営係 TEL 3908-9127

#### 6 年末特別保育

保護者の就労等により、年末に保育を必要とするお子さんを一部の保育園でお預かりする制度です。北区内の給付対象施設に在籍している、または北区内に住所を有する、健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。保育実施日・保育時間・対象のお子さんは各実施保育園で異なります。

【お問い合わせ】保育課保育運営係 TEL 3908-9127

#### 7 ファミリー・サポート・センター事業

子育て経験者などの育児のサポートができる区民（有償ボランティア）を募り、地域住民の協力、連携のもとに、保育園等への送迎や一時的な保育などを行います。

【お問い合わせ】子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）「ファミリー・サポート・センター担当」 TEL 3912-1909

#### 8 子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ事業

区内に住んでいる2歳～小学校6年生までのお子さんを対象に、保護者が入院や出張などで、一時的に養育が困難となった場合、有料で（減免制度あり）、お子さんを児童養護施設「星美ホーム」にて、夜間や泊りがけで一時お預かりします。

【お問い合わせ】子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館） TEL 3914-9565

#### 9 私立幼稚園の預かり保育

私立幼稚園は、4月1日時点の年齢で3歳から小学校就学前までのお子さんが入園できます。（一部満3歳の誕生日を迎えた時点で、翌年4月を待たずに入園できる私立幼稚園もあります。）また、教育時間は概ね9時から14時までの4時間程度ですが、その前後でも自園児を受け入れる「預かり保育」を実施しています。詳しくは、各幼稚園（別紙「北区私立幼稚園での預かり保育実施状況」参照）にお問い合わせください。

【お問い合わせ】子育て施策担当課 TEL 3908-8143

## 認可外保育施設

(利用にあたって、支給認定の必要がない施設です。)

利用を希望される方は、各施設に直接お問い合わせください。

### 1 認証保育所・・・都の設置基準（保育士資格・施設等）を満たし、都が認証した保育施設です。

さくらキッズは生まれた日を含めて90日目から、それ以外の保育所は生まれた日を含めて58日目から2歳児までのお子さんをお預かりします。

また、一時預かり保育を実施しています。

園名	所在地	電話	定員
ほけっとランド北赤羽	赤羽北2-1-15 トリアード 2階	5963-3621	33
メリーポピンズ赤羽ルーム	赤羽3-22-6岩井マンション 1階	3902-3932	27
日生赤羽駅前保育園ひびき	赤羽西1-7-1 パルロード3 2階	5963-8190	40
キッズパオ王子あおぞら園	王子4-16-5 ライオンズマンション王子第3 1階	5944-6306	25
ほけっとランド王子	王子本町1-1-18	5963-6201	30
ほっぺるランド滝野川	滝野川7-21-14 堀口ビル1階	5961-3916	24
さくらキッズ	東田端2-8-12	3800-6722	26

### 2 定期利用保育施設・・・都の制度に則り、区が承認した保育施設です。パートタイム就労等、継続して短時間の保育が必要な方も利用が可能です。

生まれた日を含めて58日目から2歳児までのお子さんをお預かりします。

園名	所在地	電話	定員
サンベビー保育園（平成30年3月末終了）	東十条6-7-12	3902-2192	15
譲灘（じょうなん）保育園（平成30年3月末終了）	中十条2-23-12	3908-8001	20

### 3 家庭福祉員・・・区内居住で保育士資格を有するなどの一定の要件を満たしており、家庭的環境の中で保育を必要とする乳幼児を保育するものとして区で認定した方です。各福祉員宅で保育します。

生まれた日を含めて58日目から2歳児までのお子さんをお預かりします。

氏名	所在地	電話	定員
古屋 香 織（平成30年3月末終了）	浮間5-7-12	3558-4409	5
渡 辺 まり子	志茂5-15-12	5939-9161	5
安 部 良 恵	上十条5-41-14	3900-9299	4
松 村 庸 子	東十条5-17-13	3902-3712	5
濱 田 雪 枝	上十条2-26-4	3909-5845	5
長 井 直 美	中十条1-4-6	3907-2804	5

## 北区認証保育所等保育料補助制度

区内にお住まいで、月160時間以上、認証保育所や定期利用保育施設などに通われている2歳児までのお子さんがある場合、保育料を負担されている保護者の方に月額15,000円～55,000円の補助を行います。補助対象者や条件等、詳しくは保育課私立保育園係までお問い合わせください。

#### ◆補助の対象になる保育施設

北区内にある認証保育所と定期利用保育施設

北区外にある認証保育所等も対象となります。詳しくはお問い合わせください。

#### ◆補助の対象にならない保育施設

上記に該当しない認可外保育施設（家庭福祉員やベビーホテル等）、認可保育園、地域型保育事業（小規模保育事業所など）

【お問い合わせ】 保育課私立保育園係 TEL 3908-1333

## よくあるお問い合わせ

《保育利用申請にあたって》

### Q. 保育園と幼稚園どちらにするか悩んでいます。幼稚園は利用時間が短いのですか？補助金 はありますか？

A. 幼稚園の教育時間は概ね4時間程度ですが教育時間外の「預かり保育」を実施している私立幼稚園もあります。実施の有無や時間は園ごとに異なりますので、各私立幼稚園（別紙「北区私立幼稚園での預かり保育実施状況」参照）へ直接お問い合わせください。

また、区内にお住まいで私立幼稚園にお子さんを通わせている保護者の方に、補助金と祝金を支給しています。ただし、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園は、保護者の所得に応じて区が定めた保育料を支払っていただきますので、保育料の補助は対象となりません。

詳しくは子育て施策担当課（TEL 3908-8143）までお問い合わせください。

### Q. 認可保育園と認可外保施設はどう違うのですか？事前に見学することはできますか？

A. 認可保育園は、国の基準を満たした保育園です。

認可外保施設は認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・認定こども園（保育部分）以外の、保育を行うことを目的とする施設です。認証保育所や、定期利用保育施設、家庭福祉員やベビーホテルなどがこれにあたります。

各施設の見学は可能です。事前に各施設に直接お問い合わせください。

《認定について》

### Q. 認可外保施設の申請を考えています。認定を受ける必要はありますか？

A. 不要です。認可外保施設を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。新制度の給付対象施設ではないためです。申請については、直接希望する園にお問い合わせください。

### Q. 認可保育園の申請をしていましたが、急に引っ越しが決まり必要なくなりました。認定証はどうしたらよいですか？

A. 認定証は無効となりますので返還してください。認可保育園の申請については、「取下届」の提出が必要です。直近の申込締切日までに、「取下届」を保育課入園相談係までご提出ください。

《保育時間について》

### Q. 転職し、勤務の時間が延びフルタイムの勤務となりました。現在、保育短時間の認定を受けています。認定申請書を提出する必要がありますか？

A. 必要です。支給認定証、支給認定（変更）申請書、転職先の勤務証明書を併せてご提出ください。保育の必要量の区分（保育標準時間／保育短時間）の変更は、申請月の翌月からの適用となります。さかのぼっての変更はできませんのでお早めにお届けください。認定が変わる場合は、新たに支給認定証を交付します。



## 《保育料について》

### Q. 認可保育園の保育料は、私立と公立で異なりますか？

- A. 認可保育園の保育料は、私立・公立ともに同額です。ただし、私立保育園では、実費（園服や園帽、かばん代、教材費等）がかかる場合があります。また、延長保育料やスポット保育料は、私立保育園は各園で決めているため、公立保育園とは料金が異なる場合があります。

### Q. 小規模保育事業所や認定こども園（保育部分）の保育料は、認可保育園の保育料と異なりますか？

- A. 保育料（延長保育料を除く）は、認可保育園と同じです。ただし、別に実費の徴収をする場合があります。詳しくは事業者等へお問い合わせください。
- また、延長保育料は、小規模保育事業所で決めているため、公立保育園とは料金が異なる場合があります。

### Q. 保育料の支払いの方法はどうなりますか？また支払い日はいつですか？

- A. 認可保育園の保育料の支払いは、口座振替が原則です。金融機関で振替口座の登録手続きが必要です。保育園への入園が決定したときに、「口座振替依頼書」にてご案内します。
- 保育料は毎月末日が納期限です。月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が引き落とし日になります。引き落としの前日までに口座への入金をお願いします。
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び赤羽こども園の保育料のお支払いについては、事業者への直接支払いとなるため、支払方法が異なる場合があります。詳しくは事業者へお問い合わせください。

### Q. 保育料を滞納してしまったのですか？

- A. 保育料は納付期限内に納付くださるようお願いいたします。失業や倒産などやむを得ない事情により納付が困難な場合には、お早めにご相談ください。
- なお、区では、さまざまな事情により経済的に困りの方を対象とした相談センターを開設していますのでお問い合わせください。（北区くらしとしごと相談センター TEL 6454-3104）

## 《保育園の生活について》

### Q. 保育園に通うにあたって、何か必要になるものはありますか？

- A. 保育園生活のなかで必要になる物品（通園バッグ・手ふきタオル・バスタオル・エプロン・コップ・上履き・おむつ・プール用の水着・敷布団力バー・敷布団力バーを入れる袋等）は、各ご家庭でご用意いただく必要があります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

### Q. 食物アレルギーがありますが、保育園の給食で対応はしてもらえるのでしょうか？

- A. 医師の診断・作成による「食物アレルギー疾患 生活管理指導表」に基づいて、除去食での対応をします。内定後の面接の際に園に必ずお申し出ください。
- 小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、小規模な施設のため、認可保育園と同様の対応ができない場合があります。事前に事業者にご確認ください。

### Q. 子が身体障害者手帳を持っていますが、小規模保育事業所や事業所内保育事業所でも申請はできますか？

- A. 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所は、小規模な施設のため、認可保育園と同様の対応ができない場合があります。事前に事業者にご確認ください。

**保育利用案内**

平成 29 年 10 月発行

刊行物登録番号

29-1-062

発行 東京都北区教育委員会事務局子ども未来部保育課  
東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号

電話 03-3908-9129 (直通)



